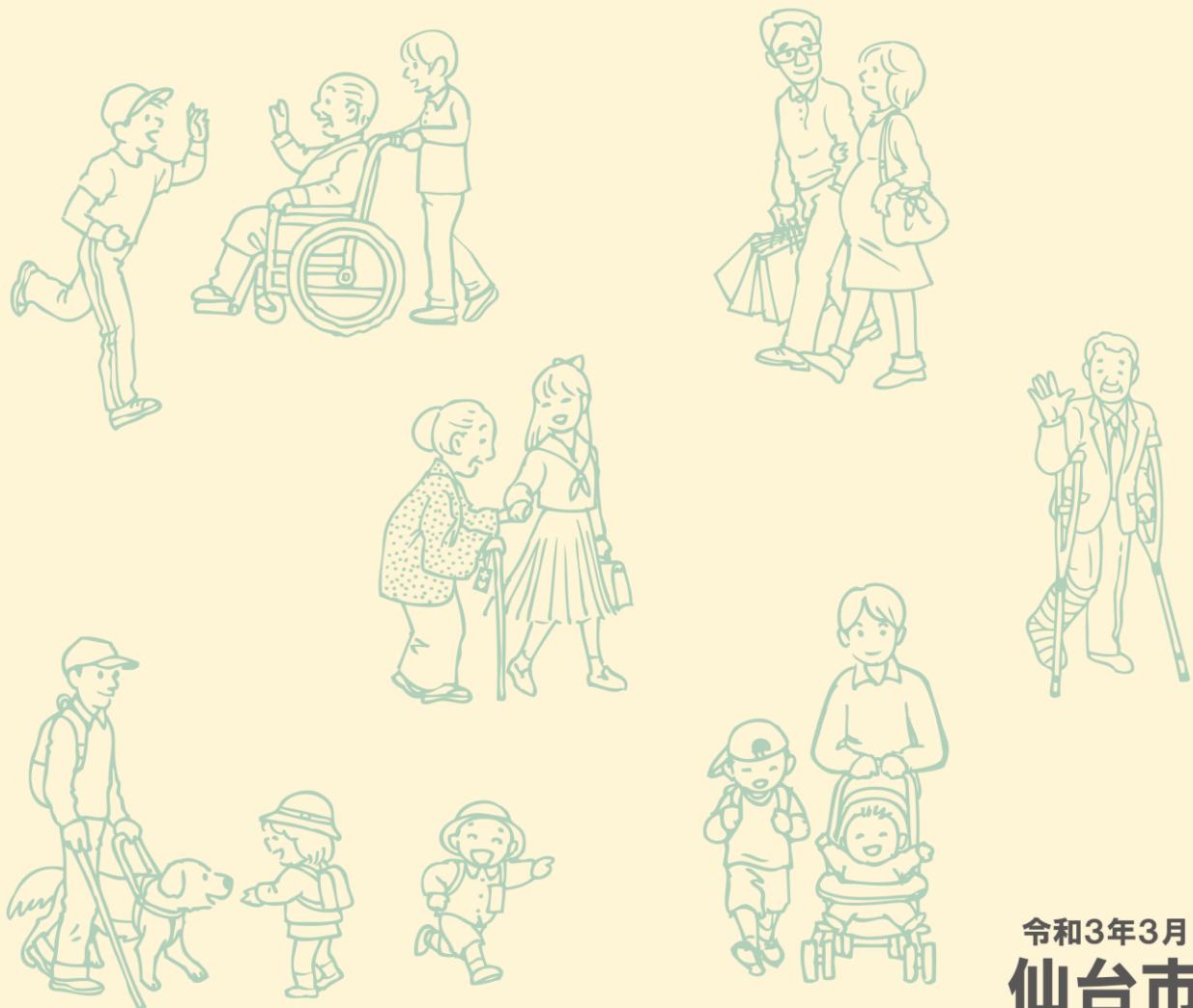


# 仙台市 バリアフリー 基本構想

## ■ 全体構想 ■



令和3年3月  
仙台市

## 目 次

1.はじめに	1
1-1.基本構想の改定について	1
1-2.背景と経緯	1
1-3.バリアフリー法と基本構想	3
1-4.上位計画・関連計画等の概要	5
2.本市の概況	8
3.バリアフリー化の基本理念・目標等	11
3-1.基本理念・基本方針	11
3-2.目標年次	14
4.重点整備地区候補地設定の流れ	15
5.生活関連施設の考え方	16
6.重点整備地区の考え方	23
6-1.重点整備地区の設定の考え方	24
6-2.重点整備地区候補地の選定	25
6-3.重点整備地区候補地の優先順位	26
6-4.重点整備地区の総括	30
7.生活関連経路と特定事業の考え方	31
7-1.生活関連経路設定の考え方	31
7-2.特定事業	32
8.心のバリアフリーの推進	35
9.その他の制度等について	40
9-1.基本構想の作成等の提案制度	40
9-2.移動等円滑化経路協定制度	40
10.今後のバリアフリー推進に向けて	41
<巻末>バリアフリー関連用語の解説	

# 本書の構成

項目	概要
1.はじめに	
1-1.基本構想の改定について	・今回の基本構想の改定について解説します。
1-2.背景と経緯	・バリアフリーに関する背景や、本市のこれまでの取組み状況等について解説します。
1-3.バリアフリー法と基本構想	・基本構想策定の根拠となっている法体系および用語を解説します。
1-4.上位計画・関連計画等の概要	・基本構想の策定にあたって整合を図るべき、本市の上位計画や、関連する計画等を整理します。
2.本市の概況	・本市の今後のバリアフリーに関する社会情勢を捉えるため、人口や高齢者、障害者の状況について整理します。
3.バリアフリー化の基本理念・目標等	
3-1.基本理念・基本方針	・本市全体のバリアフリー化を進めるうえでの理念や方針を示します。
3-2.目標年次	・本構想の目標年次を示します。
4.重点整備地区候補地設定の流れ	・重点整備地区候補地の優先順位の決定までの考え方について示します。
5.生活関連施設の考え方	・本市においてバリアフリー化すべき施設の種類や規模等について整理し、基本構想に位置付ける「生活関連施設」の設定を行います。
6.重点整備地区の考え方	
6-1.重点整備地区の設定の考え方	・今後、地区別構想を策定する場所となる重点整備地区の設定の考え方について示します。
6-2.重点整備地区候補地の選定	・生活関連施設の集積度により、重点整備地区の候補地を検討します。
6-3.重点整備地区候補地の優先順位	・候補地内の生活関連施設の利用者数を、指標として用い、優先順位を整理します。
6-4.重点整備地区の総括	・4章、5章、6章の総括として、生活関連施設および重点整備地区候補地の選定の考え方を整理します。
7.生活関連経路と特定事業の考え方	
7-1.生活関連経路	・地区別構想に設定する生活関連経路の考え方について示します。
7-2.特定事業	・地区別構想に位置付ける特定事業の考え方について示します。
8.心のバリアフリーの推進	・バリアフリー法での位置付けを基に、本市における心のバリアフリーの考え方を示します。
9.その他の制度等について	
9-1. 基本構想の作成等の提案制度	・バリアフリー法に位置付けられている提案制度について示します。
9-2. 移動等円滑化経路協定制度	・バリアフリー法に位置付けられている協定制度について示します。
10.今後のバリアフリー推進に向けて	・バリアフリー化を継続的に推進するため、事業の進捗管理や、基本構想の評価、改定を行う枠組みを示します。

# 1. はじめに

## 1-1. 基本構想の改定について

仙台市では、平成 24 年度に「仙台市バリアフリー基本構想」の「全体構想」及び「地区別構想（都心地区）」を策定するとともに、その後、地区別構想として、泉中央地区、長町地区、北仙台地区を策定し、目標年次を令和 2 年度として取り組んできました。

この基本構想（全体構想）は、バリアフリー法の改正や基本構想の目標年次（令和 2 年度）を迎えることから、地下鉄東西線の開業や平成 24 年度以降の生活関連施設の分布状況などを基に重点整備地区候補地の優先順位を再設定し、目標年次などについて改定するものです。

## 1-2. 背景と経緯

### 交通バリアフリー法の制定

わが国では、本格的な高齢社会の到来や、障害者が障害のない人と同じように生活を送り活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念の浸透、さらにだれもが自由に行動し快適に楽しめるまちの実現を目指す「ユニバーサルデザイン」の考え方の導入により、あらゆる人の利用を念頭においた環境づくりが進められてきました。

このような中、平成 6 年に不特定多数の人達や、主に高齢者や身体障害者が使う建築物のバリアフリー化を進めるために、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（以下「ハートビル法」という。）が制定されました。

また、平成 12 年には、駅等の公共交通機関を中心とした地区的バリアフリー化を目標として「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（以下「交通バリアフリー法」という）が制定されました。

### 交通バリアフリー法に基づく旧基本構想の策定

本市はこれまで、法の基準に準じた施設整備の推進を図るとともに、交通バリアフリー法に基づいて、平成 15 年 3 月に「仙台市交通バリアフリー基本構想（全体構想）」と「仙台駅周辺地区交通バリアフリー基本構想」を、また平成 16 年 3 月に「仙台都心地区交通バリアフリー基本構想」を、平成 17 年 3 月に「泉中央・長町地区交通バリアフリー基本構想」を策定し（以下「旧基本構想」という。）、目標年次の平成 22 年に向けてバリアフリー整備を進めました。

### バリアフリー法の制定

わが国では、平成 18 年 6 月には、より一体的・連続的な移動空間を形成するための総合的なバリアフリー施策の推進を目的として、ハートビル法と交通バリアフリー法を統合し、新たに「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」という。）が公布され、同年 12 月から施行されました。

## 本市におけるバリアフリー基本構想の策定

バリアフリー法に基づき、平成 24 年度に「仙台市バリアフリー基本構想」の「全体構想」及び「地区別構想（都心地区）」を策定。その後、地区別構想として、平成 26 年度に泉中央地区、長町地区、平成 27 年度に北仙台地区を策定し、全体構想及び全ての地区別構想ともに目標年次を令和 2 年度として、重点的かつ一体的なバリアフリー化に取り組んでまいりました。

## バリアフリー法の改正

バリアフリー法の課題は、未だ既存の施設のバリアフリー化が十分ではないことに加え支援する人材の育成等のソフト面の推進が必要なこと、そもそも重点整備地区の設定の前段階である市町村の基本構想が策定されていないこと等が挙げられます。

このような背景のもと、平成 30 年には、2020 年東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会の開催を契機とした共生社会等の実現を図り、全国におけるバリアフリー化を一層推進するために総合的な措置を講ずる改正案が施行されました。

バリアフリー改正法では、基本構想において定められた重点整備地区における特定事業等について、おおむね 5 年ごとに実施状況の調査、分析、評価を行うよう努めることとされました。

令和 2 年には、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとしての共生社会の実現に向け、ハード対策に加え、移動等円滑化に係る「心のバリアフリー」の観点からの施策の充実など、ソフトの対策を強化する規定・義務・責務等を整備する改正案が施行されました。

※ 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会は 2021 年に延期

[平成 30 年 5 月公布、平成 30 年 11 月施行（一部の規定は平成 31 年 4 月施行）]

- (1) 理念規定／国及び国民の責務
- (2) 公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組の推進
- (3) バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組強化
- (4) 更なる利用し易さ確保に向けた様々な施策の充実

[令和 2 年 5 月公布・令和 3 年 4 月施行（一部の規定は令和 2 年 6 月施行）]

- (1) 公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化
- (2) 国民に向けた広報啓発の取組推進
- (3) バリアフリー基準適合義務の対象拡大

## 1-3. バリアフリー法と基本構想

### (1) バリアフリー法の目的

バリアフリー法は、高齢者や障害者（身体障害者・知的障害者・精神障害者・発達障害者など、全ての障害者）等の移動や施設利用の利便性、安全性の向上を促進させることを目的としています。

この法律は、公共交通機関、建築物、都市公園、路外駐車場、歩行空間の「新設時等」におけるバリアフリー基準への適合義務を果たすことによって、各施設のバリアフリー化を推進します。

また、基本構想を活用して、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区において、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進しようとするものです。

#### ＜バリアフリー法が目指すもの＞

高齢者や障害者等の移動や施設利用の利便性・安全性の向上を促進

- ◆個々の施設等のバリアフリー化
- ◆整備地区内の面的なバリアフリー化

ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた取組み

#### ◇各施設の基準への適合

- ・施設の新設時等にバリアフリー基準への適合を果たすことによりバリアフリー化を推進

#### ◇基本構想の作成

- ・重点的、一体的にバリアフリー化を進めるべき地区を重点整備地区として位置付け

#### ◇様々な段階での住民参加

- ・基本構想の作成プロセスや国による継続的な制度の改善の際の住民・当事者参加

#### ◇スピアラルアップ（継続的・段階的な改善）

- ・国による継続的・段階的な制度等の改善、協議会制度を活用した基本構想の実施段階における連絡調整

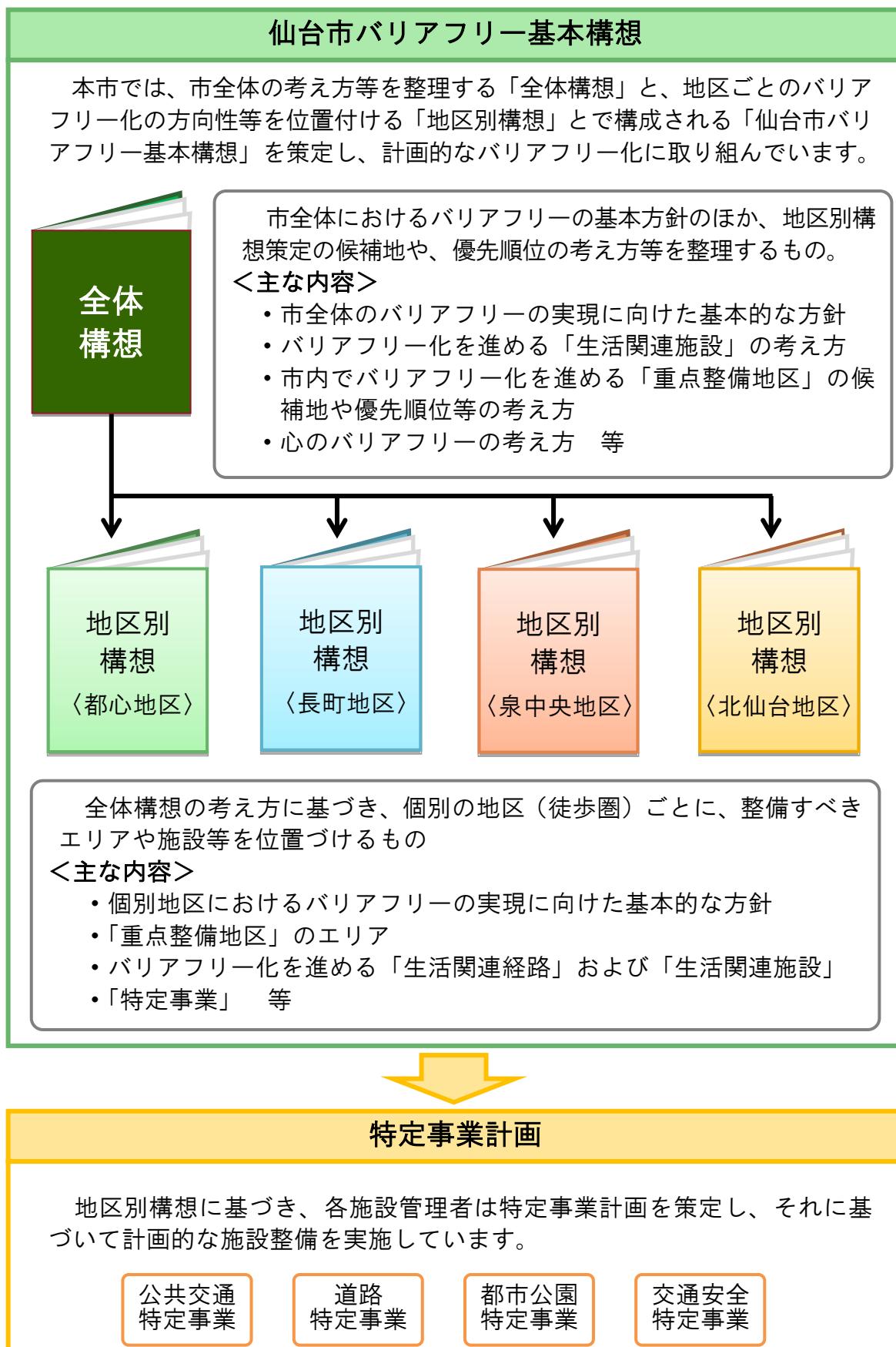
#### ◇心のバリアフリー

- ・国、地方公共団体、国民の責務の規定

#### ◆対象者

法律	対象者	高齢者 身体障害者	知的・精神・ 発達等の障害者
交通バリアフリー法	○	×	
ハートビル法	○	×	
バリアフリー法	○	○	

## (2) 基本構想の構成



[初版策定年月]

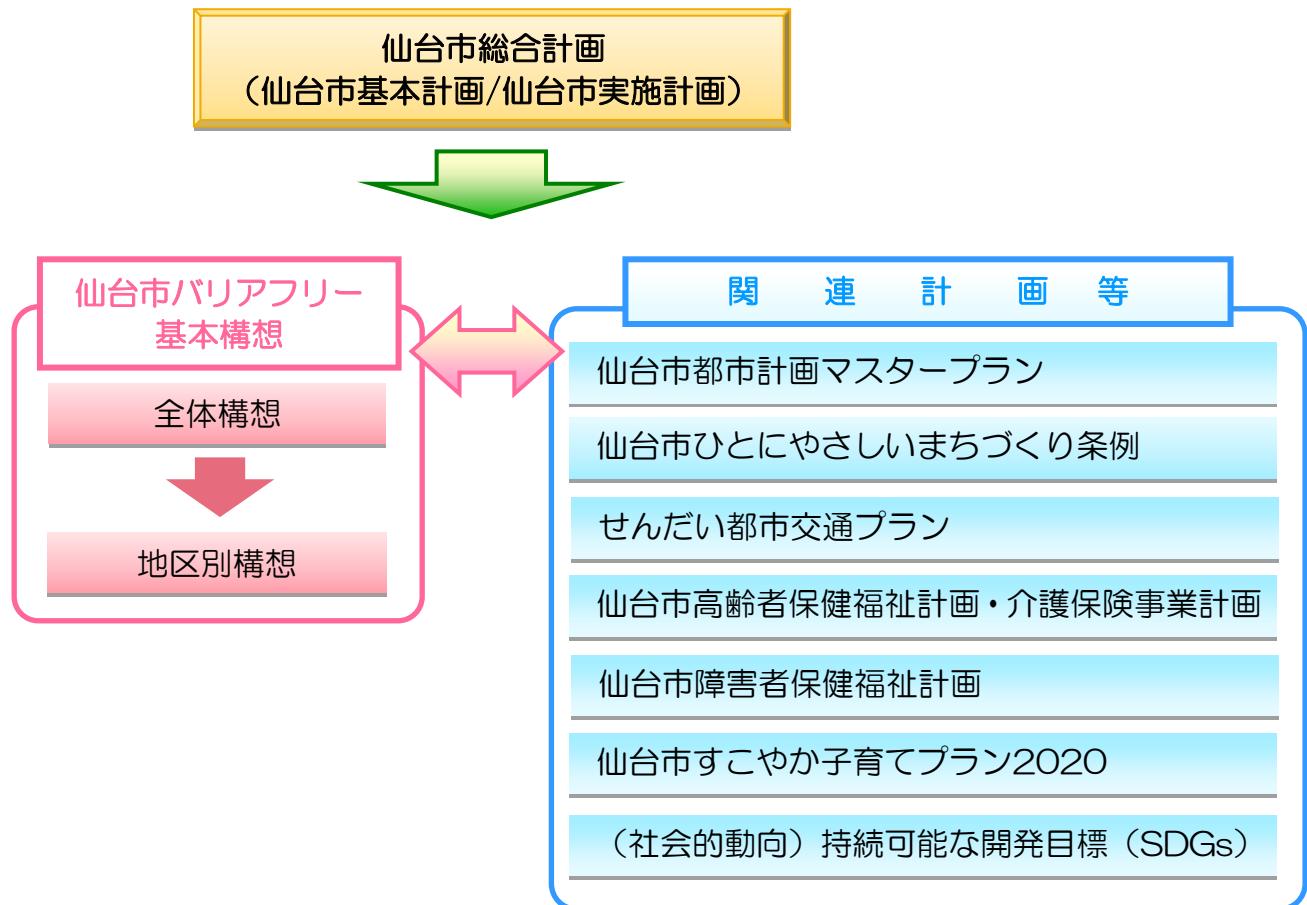
全 体 構 想 : H24.6

地区別構想 : 都心地区 H24.6、長町地区 H27.3、泉中央地区 H27.3、北仙台地区 H28.3

## 1-4. 上位計画・関連計画等の概要

### 上位計画・関連計画等との関係

仙台市バリアフリー基本構想は、仙台市総合計画（仙台市基本計画/仙台市実施計画）を上位計画とし、仙台市都市計画マスターplanや仙台市ひとにやさしいまちづくり条例等の関連計画等と整合を図り策定します。



▲上位計画・関連計画等との関係

## ① 仙台市総合計画（仙台市基本計画/仙台市実施計画）（令和2年度策定）

仙台市総合計画は、中長期的なまちづくりの指針となる計画で、仙台の目指す都市の姿とその実現に向けた施策の方向性を示したまちづくりの指針となる「基本計画」と、目標の着実な実現に向け具体的な施策を取りまとめる「実施計画」で構成されています。

基本計画では、まちづくりの理念として、「挑戦を続ける、新たな杜の都へ～ “The Greenest City” SENDAI～」を掲げ、「杜の都」と親和性のある Green という言葉に、目指す都市像に関連する多様な意味を持たせるとともに、世界を見据えて常に高みを目指していくという方向性を示しており、本市の目指すバリアフリーの基本理念の基となる計画です。

目指す都市の実現に向け取り組む施策として、「歩道空間の段差解消など、安心して移動できる環境づくり」や「鉄道駅周辺におけるバリアフリー化」、「歩行環境の改善による円滑な移動の確保」などを掲げています。

## ② 仙台市都市計画マスタープラン（令和2年度策定）

都市計画法第 18 条の2の規定にもとづく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、仙台市総合計画を踏まえ、長期的視点に立った都市の将来像を示し、本市がこれから進める都市計画の方針を定めたものです。都市づくりの基本方針として、「質の高い公共交通を中心とした都市交通の充実」や「賑わい創出に向けた都心交通環境づくり」、「多様な都市活動を支える交通政策の推進」などを掲げており、対応する部門別の方針として、「鉄道駅・バス車両など交通施設のバリアフリー化」や「道路のバリアフリー化」などを掲げています。

## ③ 仙台市ひとにやさしいまちづくり条例

（平成8年6月制定、平成 18 年 10 月改正）

建築物、道路、公園などの公益的施設が、高齢者や障害者、病弱者にも使いやすいものになるように、施設等の構造、設備等に関する整備の基準を設けるとともに、市と事業者、市民の責務を明確にしたもので、平成8年に制定された、本市独自のバリアフリー推進に係る条例です。多数の方が利用する施設を「公益的施設」として定め、その施設工事等にあたっては、条例施行規則に定める整備基準に適合させる必要があります。

## ④ せんだい都市交通プラン（令和2年度策定）

せんだい都市交通プランは、上位計画である「仙台市総合計画」を踏まえ、本市における交通政策の基本方針として定めるものです。交通の将来目標として、「杜の都の活力ある都市活動を支え・新たに生み出す、質の高い公共交通を中心とした交通体系の充実」を掲げるとともに、「多様な都市活動を支える交通政策の推進」など 3 つの基本方針を定めています。将来目標の実現に向けた施策として「駅やバス・地下鉄車両等のバリアフリー化」や「安全・安心なバリアフリー空間や道路空間の整備」を掲げています。

## ⑤ 仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和2年度策定）

高齢者が地域で安心して暮らし続けられるため、医療・介護・介護予防・住まい及び日常生活の支援が包括的に提供される地域包括ケアシステムの実現に向け、高齢者の保健福祉を総合的に推進するための計画です。

## ⑥ 仙台市障害者保健福祉計画（平成30年3月改定）

一人ひとりが違いを認めあい、尊重しあい、支えあう、誰もが生きがいを感じられる共生の都をともにつくることを目標とする計画です。

障害者施策全体の方向性を定める障害者保健福祉計画と、障害福祉サービス等の見込量やその確保のための方策を定める障害福祉計画及び障害児福祉計画の3つの計画について、生涯にわたり切れ目のない総合的な支援を行う観点から、一体のものとして策定しています。

## ⑦ 仙台市すこやか子育てプラン2020（令和2年3月策定）

子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」と、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」の双方の計画を一体のものとして策定した計画です。施策の展開では、「地域をあげて子ども・子育てを応援していく機運の醸成」における施策の1つとしてバリアフリー推進事業を掲げており、妊娠婦、乳幼児連れの方等にとっても安心して外出できるよう、道路や公共交通などのバリアフリー化を推進することとしています。

## ⑧（社会的動向）持続可能な開発目標（SDGs）

SDGsとは「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称であり、平成27年の国際サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された平成28年から令和12年までの国際目標です。

SDGsでは、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、貧困や飢餓、格差や持続可能な消費・生産などの17のゴール（目標）とそれを達成するための169のターゲット（達成基準）が掲げられており、本計画では、17目標のうち、3（すべての人に健康と福祉を）、10（人や国の不平等をなくそう）、11（住み続けられるまちづくり）が関連することから、同じ目的意識を持って本計画を推進します。



資料：国際連合広報センター  
SDGsのポスター・ロゴ・アイコンおよびガイドライン

## 2. 本市の概況

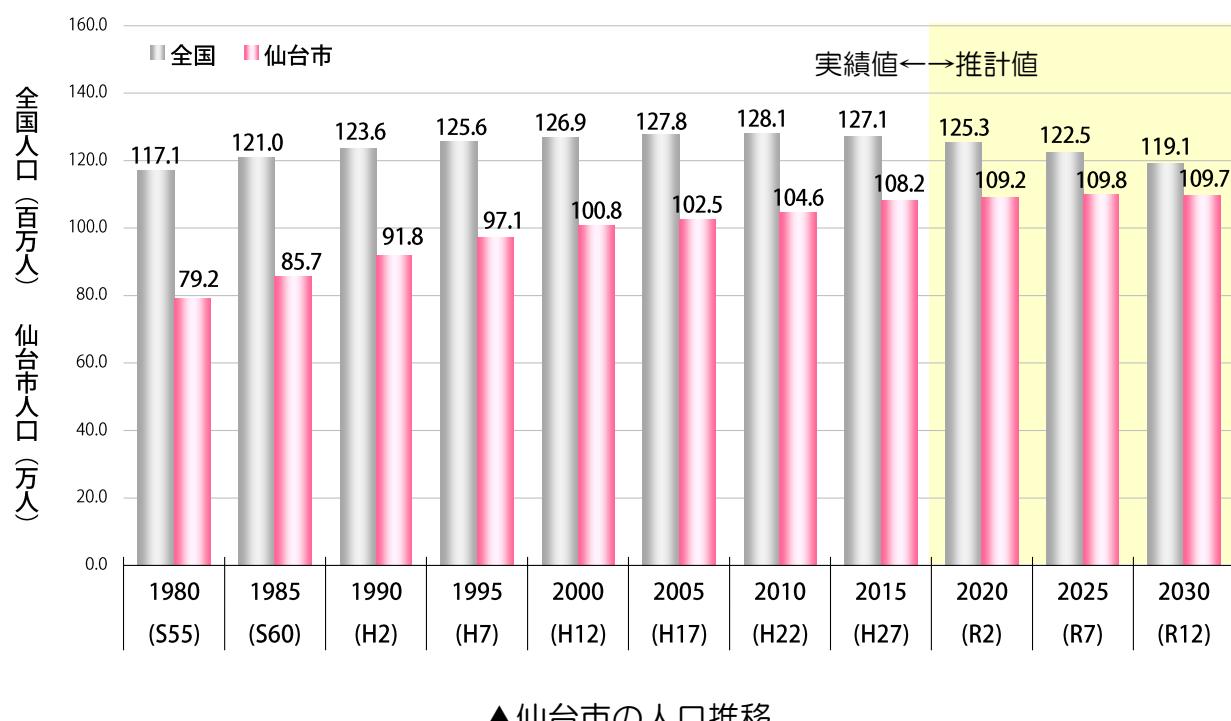
今、我が国の社会は人口減少や高齢化など、かつて経験したことのない状況への変革期にあると言われており、本市もその例外ではありません。

本章では、今後のバリアフリーの必要性や、バリアフリー化の推進にあたって留意すべき人口動態等について整理を行います。

### (1) 人口の状況

全国としては既に人口減少に入っているものの、本市の人口は平成23年3月に発生した東日本大震災等による人口流入もあり、近年においても年々増加しております。

今後の本市の人口推移としては、令和7年頃をピークに減少へと転じ、その後、緩やかに減少が進んでいくものと予測されます。



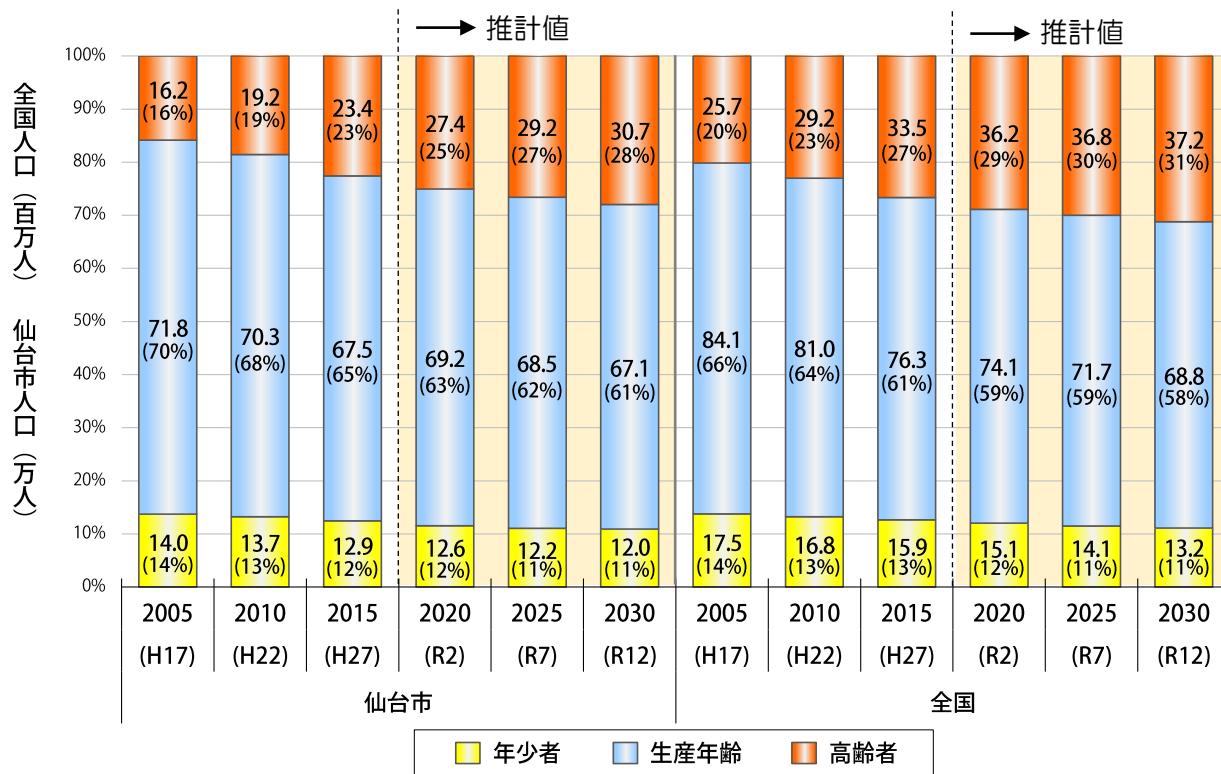
資料：S 5 5 ~ H 2 7：国勢調査

R2~R12の本市人口：仙台市まちづくり政策局資料

— / / — 全国人口：国立社会保障・人口問題研究所による推計（H30.12）

## (2) 高齢者の状況

本市の高齢人口は、全国平均を下回る約4人に1人（平成27年約23%）の割合となっていますが、その比率は上昇傾向にあり、長期的には全国と同じ比率近くまで高まると予想されます。



▲年齢3区分構成

※年齢不明を除いているため、前ページと人口の合計値は一致しない

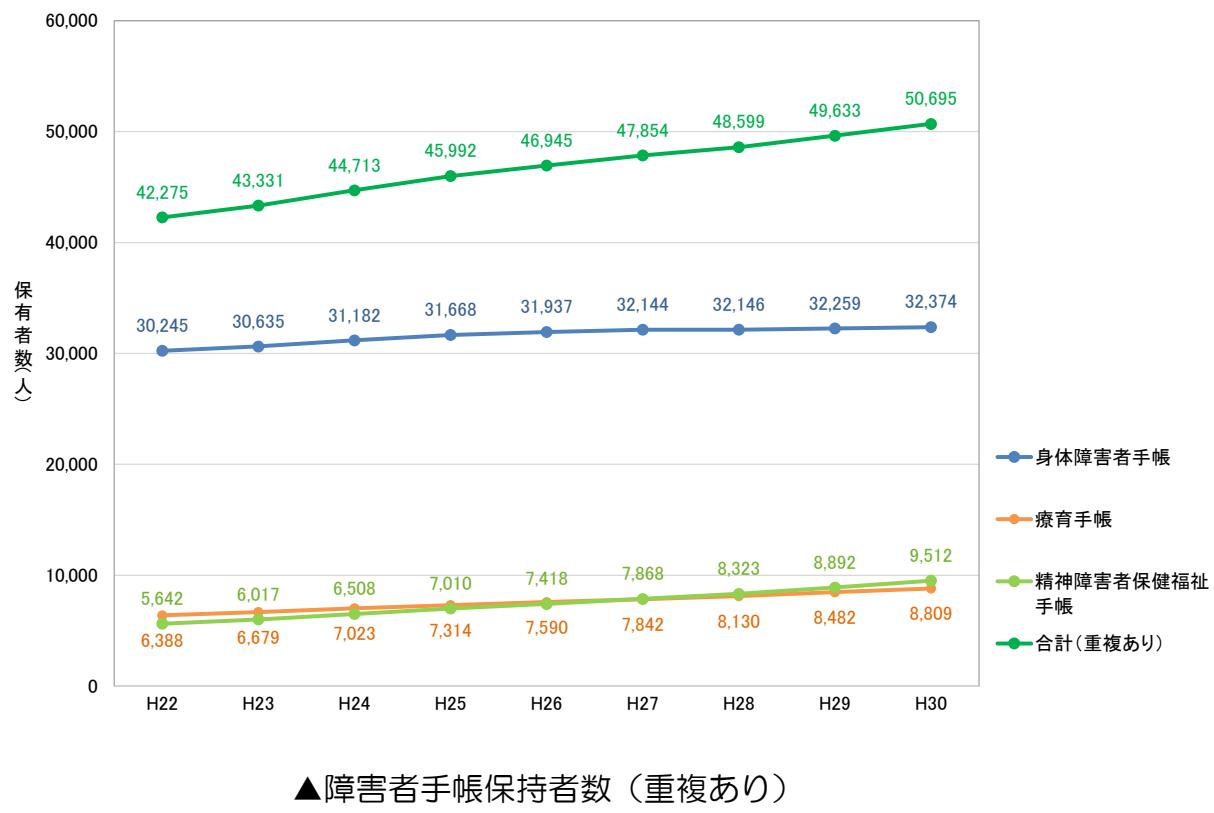
資料：H17～H27：国勢調査

R2～R12の本市人口：仙台市まちづくり政策局資料

- 11 - 全国人口：国立社会保障・人口問題研究所による推計（H30.12）

### (3) 障害者の状況

仙台市内の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所有する方は増加傾向にあり、平成30年度時点の保有者数は約5万人です。



▲障害者手帳保持者数（重複あり）

資料：仙台市統計書（令和元年度版）

### 3. バリアフリー化の基本理念・目標等

#### 3-1. 基本理念・基本方針

##### (1) 基本理念

本基本構想では、バリアフリー法の方向性や、仙台市総合計画（仙台市基本計画/仙台市実施計画）の方向性等を踏まえて、基本理念を以下のように定め、バリアフリー化を実施していきます。

##### 基本理念

すべての市民がともに生きる共生の理念のもと、誰もが互いに理解し共に支え合う環境づくりとバリアフリーによる移動等の円滑化を図り、「多様性が社会を動かす共生のまち」仙台を創出する

高齢社会や人口減少時代の到来、また価値観や地域社会の変化等、様々な変化を乗り越え、将来にわたって市民が希望を抱ける都市づくりが求められています。

また、すべての市民がともに生きるという共生の理念のもと、誰もが自立し、快適な生活を営むことができる都市環境の形成が必要であり、バリアフリーによる移動円滑化を図ることで、人が集まり、交流し、にぎわいのある都市の活力が生み出されていきます。

本基本構想では、仙台市総合計画（仙台市基本計画/仙台市実施計画）が掲げる「多様性が社会を動かす共生のまち」をめざし、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れながら、市民とともに考え、行動する協働の都市づくりを推進し、移動しやすくひとにやさしい都市環境の形成を目指します。

## (2) 基本方針

基本理念に基づき、バリアフリー化を進める基本方針を以下のとおりとします。

### 全体像：社会参加・自己実現の支援

ユニバーサルデザインの考え方を導入しながら、移動制約者が介助なしに生活できる等、利用しやすく安心・安全なバリアフリー空間を整備することにより、誰もが心豊かに暮らし続けることができる都市「多様性が社会を動かす共生のまち」をつくります

仙台市総合計画（仙台市基本計画/仙台市実施計画）では、「多様性を尊重し、あらゆる人が安心して暮らせる地域をつくる」ことを重点的な取り組みの一つとしています。

高齢者や障害者等誰もが輝く環境づくりにおいては、誰もが社会参加しやすいよう、合理的配慮がなされた環境づくりが必要であり、それによって、多くの人の自己実現が達成できるものとなります。

このため、誰もが利用しやすい、移動制約者が介助なしに、自立して利用できる安全で安心なバリアフリー空間を整備していきます。

バリアフリー法では、「ユニバーサルデザイン」の考え方を踏まえた「様々な段階での市民・当事者参加」、「スパイラルアップ（継続的・段階的な改善）」、「心のバリアフリーの促進」の規定が盛り込まれています。

なお、「ユニバーサルデザイン」とは、あらゆる人々が利用しやすい生活環境等をデザインするという考え方であるとされています。しかし、真に「あらゆる人のため」のものを初めからデザインすることは、現実的には困難です。したがって、「ユニバーサルデザイン」を目指すためには、①様々な者の参画を得て意見交換をしながら、②粘り強く継続的に、③さらには、広くその必要性への理解を得ながら、「バリアフリー」の取組みを積み重ねることが必要です。

### **ソフト：市民の支え合い、心のバリアフリー**

すべての市民がともに生きる共生の理念のもと、市民一人ひとりが高齢者や障害者等への理解を深めつつ、市民の支え合いの環境をつくり、バリアフリーに対する意識の向上、モラル・マナーの向上を進めます

高齢者・障害者等の移動等円滑化を実現するためには、施設の整備（ハード）だけでなく、ソフト面での施策展開が必要です。特に、バリアフリー化の重要性や高齢者・障害者等に対する理解を深め、行動につなげる「心のバリアフリー」を推進することが大変重要です。

仙台市総合計画（仙台市基本計画/仙台市実施計画）では、「多様性を尊重し、あらゆる人が安心して暮らせる地域をつくる」ことを重点的な取り組みの一つとし、実施の方向性として、「ユニバーサルデザインに推進と合理的配慮の推進を両輪とした、暮らしやすさを実感できる生活環境づくり」が掲げられています。

バリアフリー法でも、バリアフリー化に関する国民の理解と協力についての教育活動、広報活動等を通じた取組み（心のバリアフリー）に努めるよう求めています。

さらに、バリアフリー改正法では、高齢者及び障害者等に対する支援・協力が国及び国民の責務として明記され、基本構想に記載する事業メニューの1つとして「心のバリアフリー」に関する事項が追加されるなど、「心のバリアフリー」の取組み推進が強化されています。

バリアフリー基本構想の作成プロセスにおいて市民の理解と協力に留意するとともに、「心のバリアフリー」を目的とした普及啓発事業、バリアフリーに関する情報提供等、様々なソフト施策に取り組んでいきます。

### **ハード：魅力的で安心・安全な機能集約型都市づくり**

すべての人にとって、快適な歩行環境と公共交通を中心とした利便性の高い都市交通体系に支えられた、魅力的で安心・安全な機能集約型都市の構築を進めます

バリアフリー法は、公共交通機関、道路、建築物、都市公園、路外駐車場、歩行空間、貸切バス、遊覧船等の新設時等における移動等円滑化基準への適合義務を課すことによって各施設のバリアフリー化を推進するとともに、基本構想制度を活用して、駅を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区において、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進しようとするものです。

従って、本市では各施設の繋がりなどを明確にし、より重点的な整備を推進する点で事業者・利用者双方にとって必要な基本構想を策定しており、重点整備地区を中心に、歩行と公共交通における移動のバリアフリー化を集中的に実施し、すべての人にとって魅力的で安心・安全なまちづくりを進めます。

また、基本構想を作成しない地区においても、各施設の新築、改良の際にはバリアフリー化基準の遵守により、バリアフリー化を進めます。

### **実施体制：市民力の発揮、市民・事業者・行政の協働**

地域活動や市民活動が盛んな本市の特徴を活かし、バリアフリーの推進に当たっては、市民力を発揮するとともに、市民、事業者、行政が適切な役割分担のもと、連携・協働し取り組みます

バリアフリー化の推進においては、ハード施策の実施とともに、ソフト施策における市民の理解、連携・協働が重要です。

バリアフリー法においても、基本構想の作成プロセスの様々な段階で、市民・当事者参加を促し、これらの意見を反映させることが求められているほか、基本構想の提案制度の受入れ体制も重要となります。またバリアフリー法においては、民間事業の位置づけも可能であり、市民の声や協力が重要です。

本市では、高齢者や障害者の代表者をオブザーバーとして加えた「仙台市バリアフリー推進協議会」にてバリアフリー基本構想に基づく特定事業の進捗や、必要に応じて基本構想の見直しを行い、継続的・段階的なバリアフリー化の推進に努めます。

## **3-2. 目標年次**

仙台市バリアフリー基本構想における「全体構想」の目標年次は、上位計画である仙台市総合計画に合わせ、令和 12 年度（10 年間）とします。

地区別構想においても全体構想と同様の目標年次とします。

さらに、平成 30 年のバリアフリー法改正で「概ね 5 年ごとに特定事業の実施状況の調査、分析、評価に努めること」が明記されたことを踏まえ、全体構想、各地区別構想の改定後の概ね 5 年後を目標に、社会情勢や新たな生活関連施設の立地状況等を反映させ、各特定事業計画の進捗状況を調査、分析、評価し、定期的にスパイラルアップを図ることとします。

## 4. 重点整備地区候補地設定の流れ

重点整備地区候補地の優先順位は以下の手順により、平成 30 年度末時点の生活関連施設分布状況等を基に設定します。全体構想策定後における地区別構想の策定については、この優先順位を基本として、各地区におけるバリアフリーの現況や想定される事業量、各地区別構想策定時のワークショップによる高齢者、障害者等のご意見などを踏まえ、総合的に検討し判断します。

平成 24 年度に策定された旧構想では、優先順位が「都心地区」「長町地区」「泉中央地区」「北仙台地区」が上位となり、その後、この 4 地区について各地区別構想が策定されました。

### ■生活関連施設の考え方（本文 P. 16～）

#### <法によりバリアフリー化の義務がある施設>

- ・乗降客数 5 千人/日以上の旅客施設（駅）
- ・特定の道路、駐車場、公園、建築物 等



#### <生活関連施設の設定>

上記の法的義務のある施設に加え

- ・高齢者、障害者が多く利用する施設
- ・日常的に主に徒歩で利用する施設 等
- ↓
- ・分布図の作成

### ■重点整備地区の考え方

(本文 P. 23～)



#### <生活関連施設の分布>

- ・分布図から生活関連施設の分布状況を把握



#### <重点整備地区候補地の設定>

- ・バリアフリー法の規定や国の示している考え方、生活関連施設の状況を踏まえ整理



#### <重点整備地区候補地の優先順位の設定>

- ・生活関連施設の利用者数や高齢者・障害者の割合等から算出した指標により優先順位づけ

## 5. 生活関連施設の考え方

### (1) 法による義務付けのある施設

バリアフリー法では、基本構想の有無に関わらず、以下の施設について、新設時等にバリアフリー基準への適合が義務付けられています。

- ・旅客施設および車両（法第8条）  
※道路運送法による一般貸切旅客自動車運送事業者及び海上運送法による旅客不定期航路事業者が供する旅客施設を対象に追加  
(貸切バス、遊覧船など。法第2条第4号)
- ・特定道路（国土交通大臣が指定した路線。法第10条）
- ・特定路外駐車場（500 m<sup>2</sup>以上かつ料金を徴収し、建築物で無いもの。法第11条）
- ・特定公園施設（園路、広場、駐車場、便所など。法第13条）
- ・特別特定建築物（特定建築物のうち、政令で定めるもの。法第14条）
- ・特定建築物（※努力義務。法第16条）

#### ◆対象施設

法律	対象施設	公共交通機関	道路	建築物	路外駐車場	都市公園
交通バリアフリー法	○	○	×	×	×	×
ハートビル法	×	×	○	×	×	×
バリアフリー法	○	○	○	○	○	○

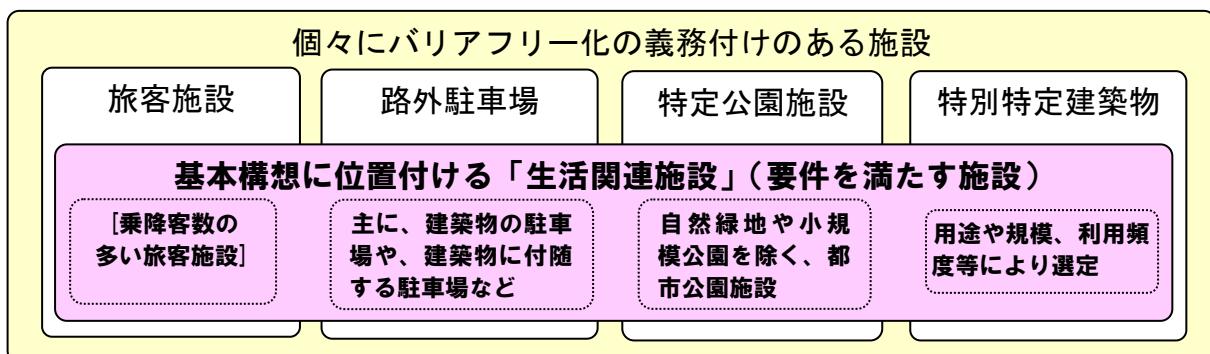
## (2) 本構想における生活関連施設の考え方

生活関連施設とは、「高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設（法第2条第20の2号イ）」であり、基本構想の中に位置づけるものを指します。

本市における生活関連施設の設定にあたっては、以下の視点を考慮する必要があります。

- ・高齢者、障害者等が多く利用する用途、かつ拠点となる規模の施設
- ・日常的に利用（通勤、通学、通院等）する頻度が高い（週に数回程度）施設
- ・主に徒歩で利用する施設
- ・官公庁施設であっても一般の人が利用しない施設を除く
- ・小規模な民間施設や青空駐車場など、土地利用の変更の可能性が高い施設を除く
- ・地下鉄東西線など、将来、高齢者や障害者等の移動に重要な施設を考慮

これらの視点に基づき、施設の分類ごとの考え方を下記に示します。



前頁の視点や考え方を踏まえ、本市においてバリアフリー基本構想に位置づける生活関連施設とその要件を下記のとおり設定します。

#### ▼基本構想に位置付ける生活関連施設とその要件

法・政令による施設分類	生活関連施設の要件
1) 旅客施設*	乗降客数3千人/日以上
2) 特別支援学校 ((旧) 視覚、聴覚、養護学校)	全て
3) 病院	全て
4) 劇場、観覧場、映画館又は演芸場	全て（民間施設は2,000m <sup>2</sup> 以上）
5) 集会場又は公会堂	
6) 展示場	2,000 m <sup>2</sup> 以上
7) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
8) ホテル又は旅館	窓口のある施設
9) 保健所、税務署等の官公署	
10) 老人ホーム、福祉ホーム等高齢者、障害者等が利用するもの	拠点施設
11) 老人福祉センター、児童厚生施設、障害者福祉センター等	
12) 体育館、水泳場、ボーリング場、遊技場	全て（民間施設は2,000 m <sup>2</sup> 以上）
13) 博物館、美術館又は図書館	
14) 公衆浴場	2,000 m <sup>2</sup> 以上
15) 飲食店	
16) 郵便局、理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行等	拠点施設
17) 車両停車場、船舶・航空機発着場等旅客の乗降・待合いするもの	
18) 自動車停留・駐車のための施設 (建築物の駐車場、建築物に付随する駐車場など)	500 m <sup>2</sup> 以上
19) 公衆便所	全て
20) 公共用歩廊	全て
21) 特定公園施設	近隣公園、地区公園、総合公園、動物公園

\*旅客施設については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令」において、乗降客数5千人/日以上が要件として定められている他、国が定めるバリアフリー基本方針において3千人/日以上の旅客施設をバリアフリー化することを目標としている。

### (3) 生活関連施設の整備の考え方

生活関連施設は、バリアフリー化が望まれる施設として基本構想に位置付けるものですが、位置付けにより、必ずしも早急な整備が義務付けされるものではありません。

道路や公共交通施設、公園などと同様に、計画的な整備が義務付けされるのは、特定事業としての位置づけがなされた場合となります。

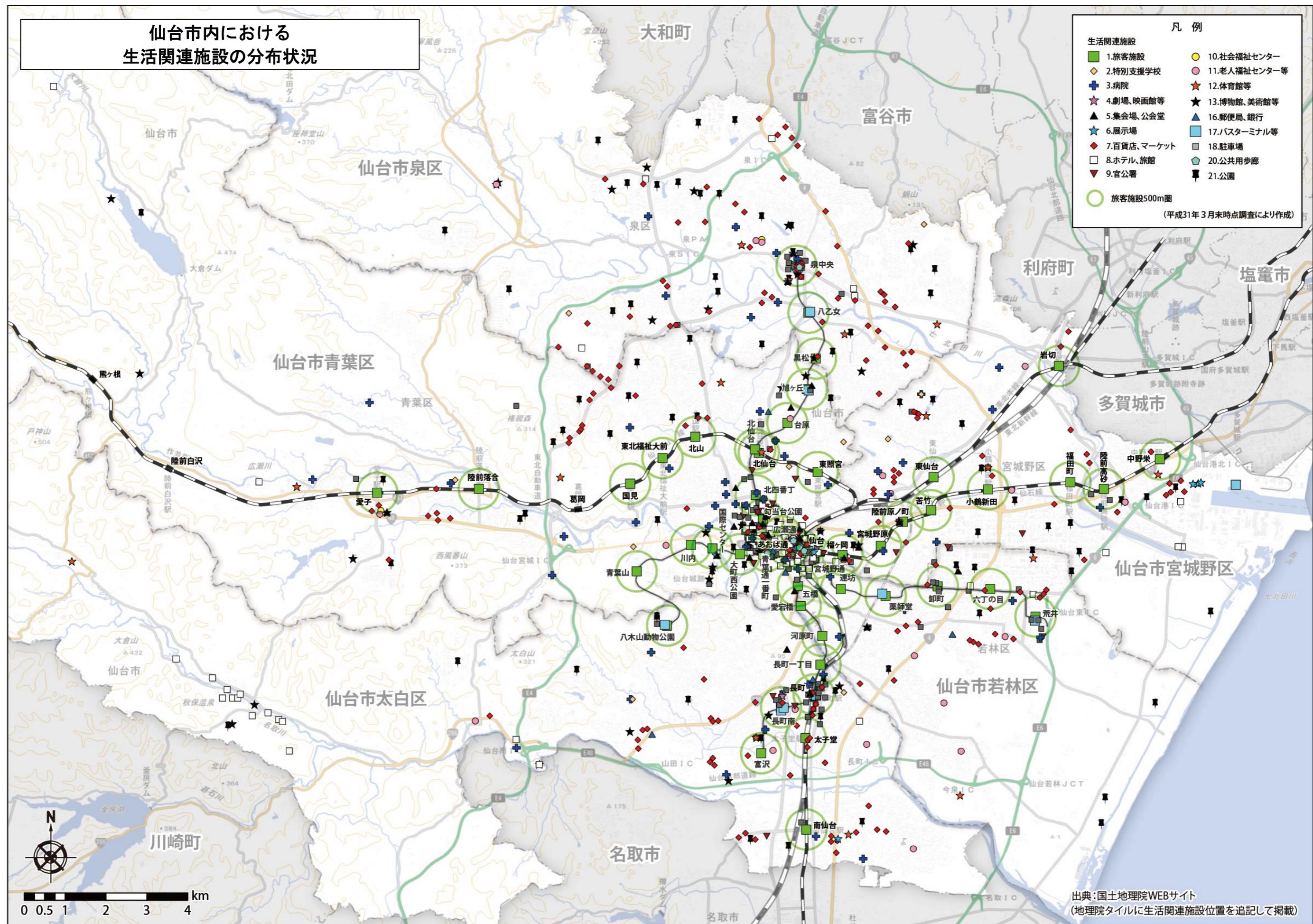
従って、基本構想に生活関連施設を位置付ける際には、施設それぞれに対し、特定事業として位置付けるか否かについて判断いたしますが、路外駐車場や民間建築物などについては、民間事業者の理解を得る必要があります。

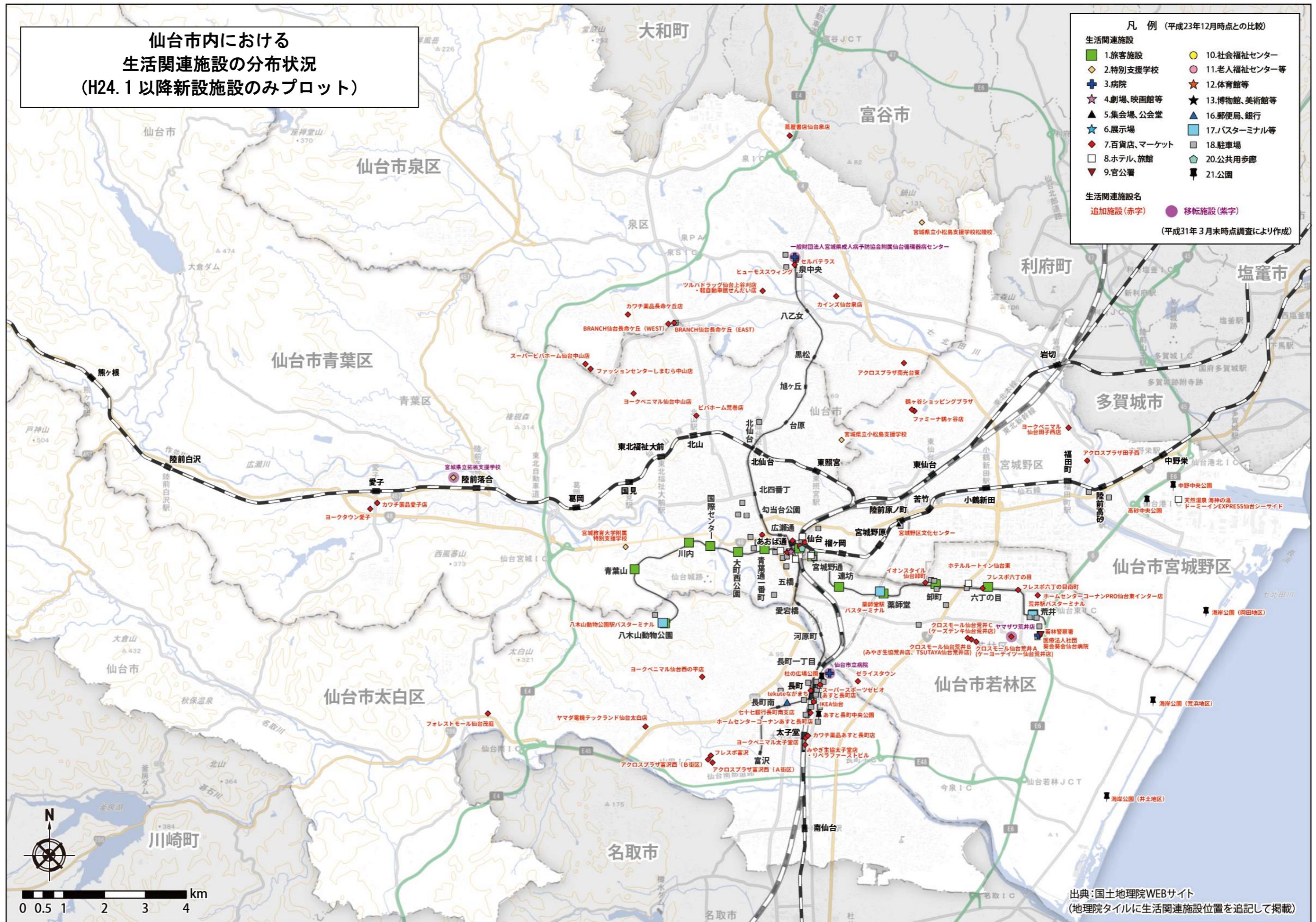
#### (4) 本市における生活関連施設の分布状況

(2)で設定した生活関連施設の分布状況を 20 及び 21 ページに示します。

これによると、市内の生活関連施設は特に都心部に著しく集中し、次いで地下鉄駅周辺に多く分布しております。その他の地区では全域に散らばっており、特に集中している地区は見出せない状況です。

また、基本構想策定時の平成 24 年時点に比べても、生活関連施設の立地状況に大きな変化は見られませんが、地下鉄東西線の整備による荒井地区への病院や警察署等の立地、また、区画整理事業の整備による長町地区への病院移転や新規店舗立地等、新たな生活関連施設の立地が確認できます。







## 6. 重点整備地区の考え方

バリアフリー法では、一定の種類や規模を満たす施設の新設時等におけるバリアフリー化適合義務を設けており、長期的には、各施設の新設や更新に合わせてバリアフリー化が図られていいくことになりますが、まち全体のバリアフリー化には長期間を要します。

一方、既存市街地のバリアフリー化の一層の推進を図るため、バリアフリー法では、バリアフリー基本構想に、対象施設が多い地区など重点的かつ一体的に整備を進めるべき地区の区域（重点整備地区）と、区域内のバリアフリー化すべき施設（生活関連施設）や特定事業を定めることとしています。

なお、本市のバリアフリー基本構想においては、全体構想では「重点整備地区」の考え方や候補地優先順位などの整理を行い、「地区別構想」で区域設定等を行います。

### ■重点整備地区とは？

バリアフリー化を一体的に進める必要のある地区を「重点整備地区」と呼びます。

重点整備地区は、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設と、これら施設を結ぶ徒歩経路で構成されます。

バリアフリー新法では、以下のとおり、重点整備地区設定の要件を示しています。

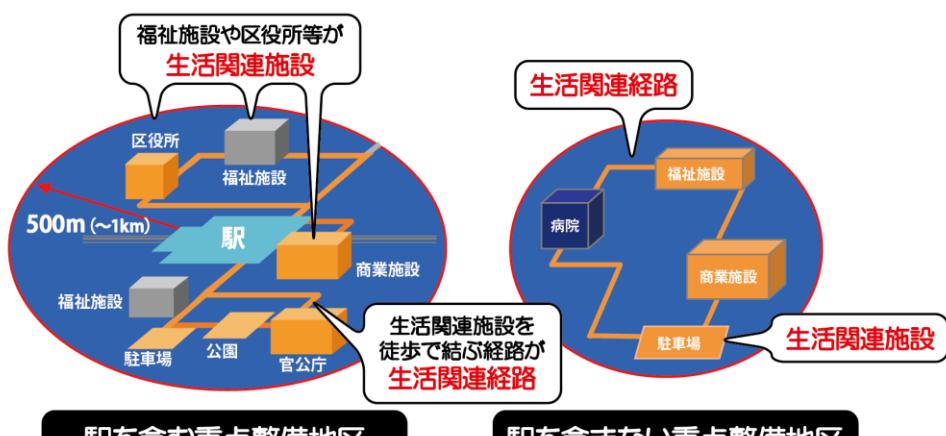
#### ～ 重点整備地区設定の要件 ～

- ①生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区
- ②生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化事業が特に必要な地区
- ③バリアフリー化の事業を重点的・一体的に行うことが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区

出典：バリアフリー基本構想作成に関するガイドブックより抜粋

### ◆基本構想の対象エリア

法律	対象地区	旅客施設を中心とした 重点整備地区※	地域の核となる施設を 中心とした重点整備地区※
交通バリアフリー法		○	×
ハートビル法		×	×
バリアフリー法		○	○



重点整備地区的イメージ

## 6-1. 重点整備地区の設定の考え方

重点整備地区の設定の考え方を、バリアフリー法の規定と、国が示している考え方、さらに第4章で検討した生活関連施設の状況を踏まえ、以下のとおり整理します。

### <重点整備地区の設定の考え方>

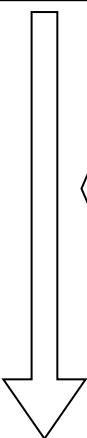
#### バリアフリー法の規定

- イ 生活関連施設の所在地を含み、かつ生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区
- 生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設（道路、駅前広場、通路その他的一般交通の用に供する施設をいう。以下同じ。）について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区
- ハ 当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区



#### 国作成の基本方針やガイドラインにおける考え方

- 生活関連施設のうち、旅客施設又は特別特定建築物が3以上集積している範囲
- 旅客施設を含まず、特別特定建築物が3以上集積している範囲
- 一般的な徒歩圏域：駅等の交通拠点となる施設を中心として半径 500m内外の各施設が集積するエリア



#### 本市における生活関連施設の分布状況（第4章参照）

- ・生活関連施設は、都心地区や、地下鉄駅周辺において集中が見られるが、他の地区では散らばっており、偏った集中が見られない。
- ・また病院や商業施設などが3施設程度集まっている地区があるが、それぞれの施設間を多くの人が徒歩で移動するような場所は見当たらない。

#### 本基本構想における考え方

- 「生活関連施設」の分布状況を用い、生活関連施設の集積数を第一の指標とすることとし、旅客施設を中心とする徒歩圏（半径 500m内）に、特定旅客を含む生活関連施設が3以上集積している地区を、重点整備地区の候補地とする。
- なお、重点整備地区候補地の周囲に近接して生活関連施設の分布が見られる場合は、今後、「地区別構想」検討の際に、区域への取り込みについて考慮する。

## 6-2. 重点整備地区候補地の選定

前頁の重点整備地区の設定の考え方に基づき、候補地の選定を行った結果について、次頁で、その位置と地区に含まれる生活関連施設を示します。

候補地の選定にあたっては、移動が徒歩圏で行われる範囲で、施設の連担性や分布状況により一体となっている地区については一つのエリアと判断します。

▼重点整備地区候補地一覧（29地区）

地区	乗降客数 3000人/日以上の旅客施設	駅を含む生活関連施設数	
		駅別	地区別(重複除く)
都心地区	JR仙台駅	76	204
	JRあおば通駅	84	
	地下鉄南北線仙台駅	79	
	地下鉄南北線広瀬通駅	71	
	地下鉄南北線勾当台公園駅	53	
	地下鉄南北線北四番丁駅	21	
	地下鉄南北線五橋駅	13	
	地下鉄東西線仙台駅	78	
	地下鉄東西線青葉通一番町駅	58	
	地下鉄東西線宮城野通駅	40	
長町地区	JR長町駅	24	43
	地下鉄南北線長町一丁目駅	4	
	地下鉄南北線長町駅	24	
	地下鉄南北線長町南駅	17	
泉中央地区	地下鉄南北線泉中央駅	28	28
大町西公園地区	地下鉄東西線大町西公園駅	19	19
榴ヶ岡地区	JR榴ヶ岡駅	9	9
北仙台地区	JR北仙台駅	8	8
	地下鉄南北線北仙台駅	7	
太子堂地区	JR太子堂駅	6	6
富沢地区	地下鉄南北線富沢駅	6	6
卸町地区	地下鉄東西線卸町駅	6	6
荒井地区	地下鉄東西線荒井駅	6	6
陸前原ノ町地区	JR陸前原ノ町駅	5	5
愛子地区	JR愛子駅	5	5
旭ヶ丘地区	地下鉄南北線旭ヶ丘駅	5	5
黒松地区	地下鉄南北線黒松駅	5	5
八木山動物公園地区	地下鉄東西線八木山動物公園駅	5	5
小鶴新田地区	JR小鶴新田駅	4	4
陸前高砂地区	JR陸前高砂駅	4	4
国際センター地区	地下鉄東西線国際センター駅	4	4
六丁の目地区	地下鉄東西線六丁の目駅	4	4
東照宮地区	JR東照宮駅	3	3
北山地区	JR北山駅	3	3
南仙台地区	JR南仙台駅	3	3
宮城野原地区	JR宮城野原駅	3	3
苦竹地区	JR苦竹駅	3	3
中野栄地区	JR中野栄駅	3	3
岩切地区	JR岩切駅	3	3
愛宕橋地区	地下鉄南北線愛宕橋駅	3	3
台原地区	地下鉄南北線台原駅	3	3
八乙女地区	地下鉄南北線八乙女駅	3	3

※駅別施設数は、駅の 500m範囲内の施設数全てであり、500m圏域が重複する箇所に立地する施設についてはそれぞれの駅に重複して計上されている。

※駅を含む生活関連施設数は、駅の 500m圏域範囲内の施設数であり、重点整備地区外の施設も含んでいる。

※鉄道駅を含む生活関連施設は、平成 31 年 3 月末時点で集計を行ったもので仙台市にて収集できる資料にて確認。

## 6-3. 重点整備地区候補地の優先順位

### (1) 重点整備地区の整備の考え方

本市には、6-2で整理したように多数の重点整備地区の候補地が存在しており、目標年次までに全ての地区の整備を行うことは困難です。

このため、地区に含まれる施設数や利用者数、あるいはバリアフリーの現況などを踏まえながら、必要性の高い地区から順に地区別構想を策定する必要があります。

本項では、一定の評価指標に基づき、6-2で選定した候補地の優先順位について検討を行います。

### (2) 優先順位の評価指標

重点整備地区の整備を行う順位の指標として、より多くの利用者へ効率的にバリアフリー空間を供する観点から、次の指標で評価します。

旅客施設（鉄道駅）利用者数や生活関連施設利用者数に高齢者・障害者の利用割合を乗じた換算利用者数を算出し、その換算利用者数の合計を評価指標として重点整備地区候補地の優先順位づけをおこないます。

$$\begin{aligned} \text{評価指標} &= \left\{ \begin{array}{l} \text{H30 旅客施設利用者数} \times \text{高齢者・障害者の利用割合}^{(*)} \\ + \quad \text{高齢者や障害者等の利用の多い生活関連施設利用者数} \times 100\% \\ \quad (\text{特別支援学校、病院、老人ホーム・福祉ホーム等・高齢者、障害者等が利用するもの、老人福祉センター・児童厚生施設・障害者福祉センター等}) \\ + \quad \text{その他の生活関連施設利用者数} \times \text{高齢者・障害者の利用割合}^{(*)} \\ \quad (\text{商業施設等、上記以外の生活関連施設}) \end{array} \right. \end{aligned}$$

$$\text{※高齢者・障害者の利用割合} = \frac{\text{高齢者人口} + (\text{年少人口} + \text{生産人口}) \times \text{障害者の割合}}{\text{人口}}$$

$$= \frac{234,000 + (129,000 + 674,000) \times 4.4\%}{1,082,000} = 24.9\%$$

（人口は H27 年度国勢調査データ、障害者手帳保有者数は H27 年度データを使用）

### (3) 優先順位

上記の考え方から評価した、重点整備地区候補地の優先順位を以下に示します。

その結果、平成24年度の策定以降、地下鉄東西線沿線やJR沿線への新たな生活関連施設の立地や、新たに追加となった候補地もありますが、地区別構想策定済みの4地区（都心地区、泉中央地区、長町地区、北仙台地区）の優先順位に変更はありません。

#### ▼利用者による重点整備地区候補地の優先順位（上位10地区）

地区	乗降客数 3000人/日以上の旅客施設	駅を含む生活関連施設数		換算利用者数				利用者数 ランク
		駅別	地区別（重複除く）	特定旅客 施設	高齢者や障 害者等の利 用の多い生 活関連施設	その他の 生活関連 施設	合計	
都心地区	JR仙台駅	76	204	45,505	8,707	177,840	297,296	1
	地下鉄南北線仙台駅	79		20,089				
	JRあおば通駅	84		11,292				
	地下鉄南北線広瀬通駅	71		5,442				
	地下鉄南北線勾当台公園駅	53		8,404				
	地下鉄南北線北四番丁駅	21		4,229				
	地下鉄南北線五橋駅	13		2,928				
	地下鉄東西線仙台駅	78		7,637				
	地下鉄東西線青葉通一番町駅	58		3,645				
	地下鉄東西線宮城野通駅	40		1,578				
長町地区	JR長町駅	24	43	4,743	2,689	49,567	69,174	2
	地下鉄南北線長町一丁目駅	4		2,058				
	地下鉄南北線長町駅	24		4,226				
	地下鉄南北線長町南駅	17		5,892				
泉中央地区	地下鉄南北線泉中央駅	28	28	13,347	1,464	29,671	44,482	3
北仙台地区	JR北仙台駅	8	8	2,405	565	7,260	14,473	4
	地下鉄南北線北仙台駅	7		4,243				
小鶴新田地区	JR小鶴新田駅	4	4	3,134	0	7,973	11,107	5
旭ヶ丘地区	地下鉄南北線旭ヶ丘駅	5	5	3,660	0	6,886	10,546	6
卸町地区	地下鉄東西線卸町駅	6	6	2,224	0	8,096	10,320	7
八乙女地区	地下鉄南北線八乙女駅	3	3	4,190	0	2,768	6,958	8
国際センター地区	地下鉄東西線国際センター駅	4	4	1,747	0	4,530	6,277	9
愛子地区	JR愛子駅	5	5	2,086	61	3,698	5,844	10

## (4) 整備の進め方

地区別構想策定済みの優先順位の上位4地区については、特定事業計画の整備事業が完了していないことから、引き続きこの4地区において重点的に進めていきます。

なお、その他の地区については、引き続き「バリアフリー法」や「仙台市ひとにやさしいまちづくり条例」などの関係法令に基づき、バリアフリー化に取り組むとともに、優先順位を踏まえ、必要性の高い地区から地区別構想の策定について検討していきます。

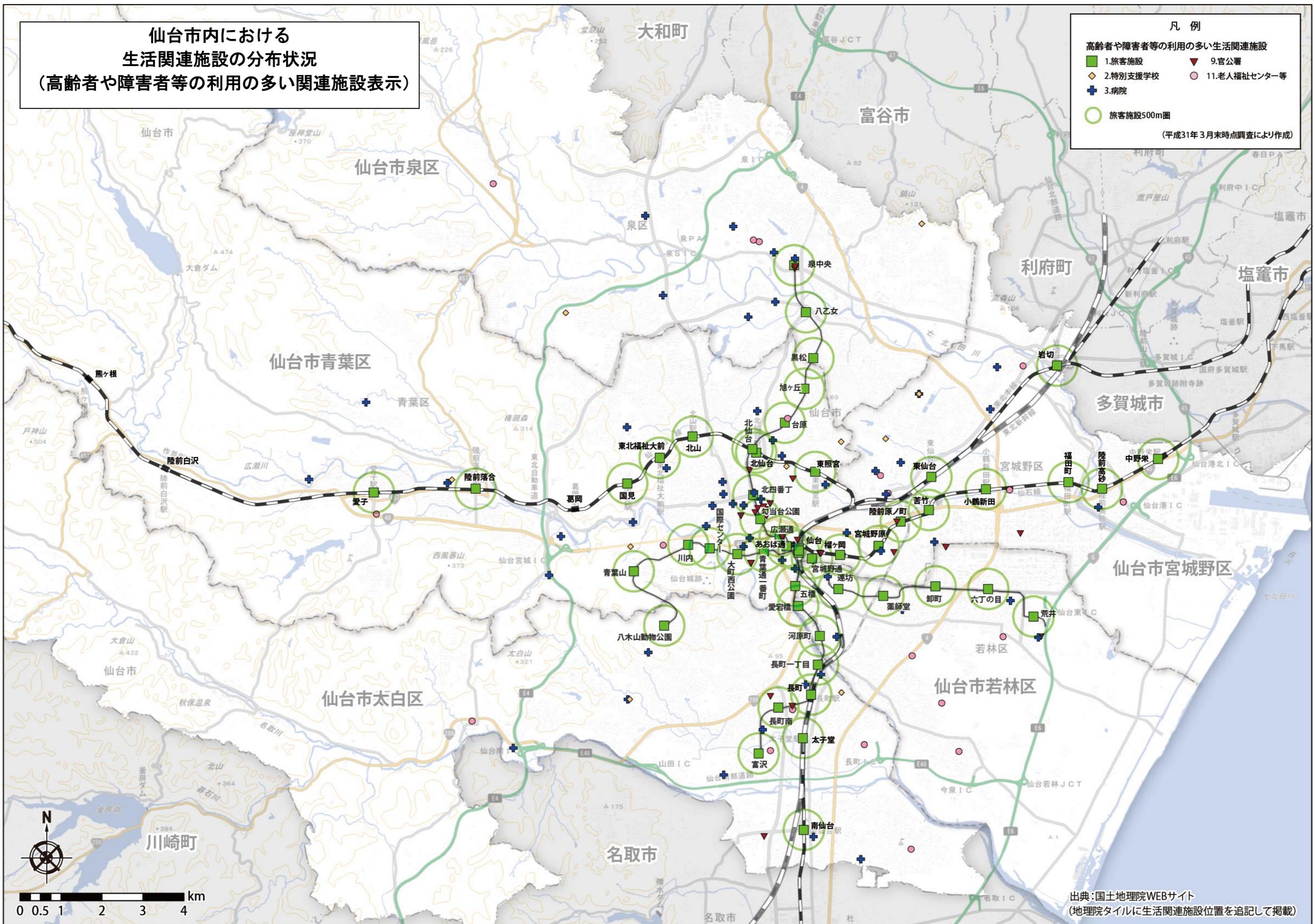
### ▼（参考）地区別構想策定済みの4地区における 各特定事業計画進捗率（完了ベース）及び着手率（平成30年度末）

事業計画		策定時期	計画期間	事業数	整備済みの進捗率(%)	着手率(%)	備考	
道路特定事業計画	都心地区	H27年3月	H32年度	18	30.0	63.2		
	泉中央地区	H29年3月		45	31.6	42.2		
	長町地区			31	19.4	19.4		
	北仙台地区	H29年7月		26	42.3	53.8		
都市公園特定事業計画	都心地区	H26年8月	H32年度	10	5.0	10.0		
	泉中央地区	H28年7月		18	0.0	38.9		
	長町地区			1	100.0	100.0		
公共交通特定事業計画	前期 地下鉄	H24年12月	H27年度	861	100.0	100.0		
	前期 バス			189	100.0	100.0		
	後期 地下鉄	H28年3月	H32年度	120	64.1	100.0		
	後期 バス			180	65.5	100.0		
	仙台駅東西自由通路等	H25年3月	H27年度	6	100.0	100.0		
交通安全特定事業計画	都心地区	H25年3月	H32年度	40	100.0	100.0		
	泉中央地区	H31年3月		17	62.5	100.0		
	長町地区			20	81.1	100.0		
	北仙台地区			15	82.9	100.0		

※進捗率＝整備済み事業量／計画事業量 着手率＝（整備済み十事業中）数／計画箇所数

着手率には令和元年度実施予定のものも含めている。また、公共交通特定事業計画については車両の整備等、地区で分けられない事業があるため、全ての事業を用いて進捗率等算定

※特定事業計画については、P32以降参照



## 6-4. 重点整備地区の総括

### ■生活関連施設の考え方（本文 P. 16～）

#### <法によりバリアフリー化の義務がある施設>

- ・乗降客数5千人/日以上の旅客施設（駅）
- ・特定の道路、駐車場、公園、建築物 等

どのような施設を位置づけるか？

- ・高齢者、障害者が多く利用する施設
- ・日常的に主に徒歩で利用する施設 等

#### <生活関連施設の設定>

- ・乗降客数3千人/日以上の駅
  - ・全ての特別支援学校や病院
  - ・2千㎡以上の劇場や店舗の民間施設 等
- ↓
- ・分布図の作成

### ■重点整備地区の考え方

（本文 P. 23～）

#### <生活関連施設の分布>

- ・本市では駅を中心とした分布。
- ・郊外部では施設間を徒歩で移動するような集積は見当たらない。

どのような地区を重点整備地区の候補地とするか？

- ・徒歩圏（半径500m）に駅を含む施設が3以上ある地区

#### <重点整備地区候補地の設定>

- ・29地区を候補地として位置づけ

重点整備地区の優先順位の考え方？

- ・1つの評価指標として、地区内の施設の換算利用者数（高齢者・障害者数で補正）を算出する。

#### <重点整備地区候補地の優先順位の設定>

- ・換算利用者数の合計を指標として、29地区的優先順位を位置づけ

基本構想策定済みの4地区（都心地区、泉中央地区、長町地区、北仙台地区）の優先順位に変更はなく、今後も4地区的重点的な整備を継続します。

## 7. 生活関連経路と特定事業の考え方

### 7-1. 生活関連経路の設定の考え方

重点整備地区における生活関連経路は、各地区別構想で検討し、設定します。利用者の視点を把握するため、住民参加による「まち歩き」(現地点検) やワークショップ等を実施しながら検討します。

#### ○より多くの人が利用する経路を選定

生活関連経路は、生活関連施設に訪れる人等の利用頻度が高い経路や、歩行者交通量の多い経路を優先的に選定します。

また必ずしも全ての生活関連施設同士を経路で接続するものでは無く、施設に最も近い主要な経路のみを位置づける場合もあります。このように、位置付けなかった経路についても、多くの基準の中で対応可能な部分については適合を図るほか、その他の事業などで可能な限りバリアフリー化するよう配慮します。

#### ○生活関連施設相互のネットワークを確保

旅客施設とそれ以外の生活関連施設との経路はもとより、旅客施設以外の生活関連施設相互の連絡にも配慮し、結果として重点整備地区内のネットワークが構成されるよう配慮します。同時に、一つの生活関連施設に対し複数方向からのアクセス動線が確保されるよう配慮も必要です。

#### ■生活関連施設とは？

生活関連施設とは、「高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設」のことと言います。つまり鉄道駅や市役所、福祉施設や大きな商業施設などが該当します。

#### ■生活関連経路とは？

生活関連経路とは、「高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設とこれら施設を結ぶ徒歩経路」つまり、生活関連施設を徒歩で繋ぐ道路や階段、エレベーターなどが該当します。

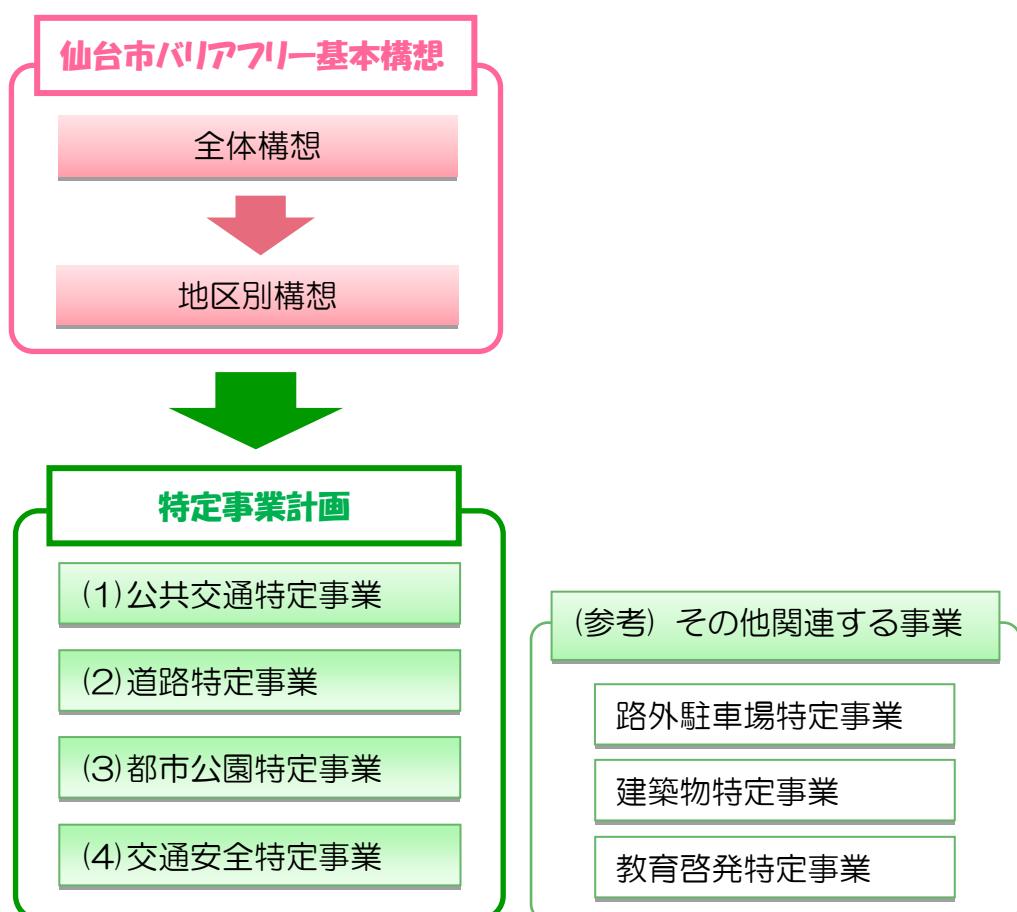
## 7-2. 特定事業

重点整備地区内の公共交通、道路、都市公園、交通安全施設に関する特定事業の整備の基本的考え方を以下のとおり整理します。

各事業者は、具体的な特定事業計画の内容検討にあたっては、事業の実現性や実施予定期間に配慮しながら、特定事業計画に反映させるものとします。

なお、道路や都市公園等の一部の特定事業計画においては、関連する施策の状況変化等による整備時期の見直し等により目標年次までに全ての事業計画を完了することが困難な状況であることから、今後、事業の優先度を整理し、特定事業以外の事業等においてもバリアフリー化を図っていく等、効率的・効果的に事業を推進していきます。

以下に、バリアフリー法に基づき、バリアフリー化を進める特定事業の種類と、それについて、制度上および本市の考え方を示します。



## **(1) 公共交通特定事業**

重点整備地区の特定旅客施設内において実施するエレベーター、エスカレーターその他の移動等円滑化のために必要な設備の整備や、床面の低い特定車両の導入のほか、その他の特定車両に関する移動等円滑化のために必要な事業などを、公共交通特定事業計画に位置付けます。

また、「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準（平成 18 年 12 月 15 日国土交通省令第 111 号、令和元年 6 月改正）」における事項を、特定事業計画の検討の対象とし、バリアフリーの推進を図るものとします。

## **(2) 道路特定事業**

道路法による道路の新設又は改築にあたり、歩道、道路用エレベーター、通行経路の案内標識その他の移動円滑化のために必要な施設等の設置や、歩道の拡幅又は路面の構造の改善等の事業について、道路特定事業計画への位置付けを検討します。

道路特定事業により整備される道路は、「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準（平成 18 年 12 月 19 日国土交通省令第 116 号、平成 24 年 3 月改正）」等に則ることが望まれ、生活関連経路のうち道路管理者が管理する全区間を道路特定事業計画の検討の対象とし、事業の実現性や即効性等に配慮しながら位置付けるものとします。

より多くの市民が利用する道路について、優先的にバリアフリー化を進めるとともに、特定事業計画に限らず、道路を整備する様々な事業においても、バリアフリー化に配慮した整備を行うものとします。

## **(3) 都市公園特定事業**

園路及び広場、屋根付広場、休憩所及び管理事務所等、特定公園施設を整備する事業を都市公園特定事業計画において検討します。

都市公園特定事業計画により整備される事業においては、「移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準（平成 18 年 12 月 18 日国土交通省令第 115 号、平成 24 年 3 月改正）」における事項について、バリアフリーの推進を図るものとします。

また、特定事業計画に限らず、生活関連施設に該当しない都市公園においても、特定公園施設の新設や老朽施設の改修をする際は、基準に適合した整備を実施し、都市公園のバリアフリー化を推進します。

## **(4) 交通安全特定事業**

道路の横断の安全を確保するための機能を附加した信号機や道路標識又は道路標示を設置する事業を、交通安全特定事業計画において検討します。

交通安全特定事業により整備される事業は、「高齢者・身体障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく信号機等に関する基準を定める条例（平成 24 年 3 月 23 日県条例第七号）」における事項を検討の対象とし、生活関連経路のうち交通安全特定事業を実施する道路の区間をバリアフリーの推進を図るものとします。

なお、重点整備地区の多くで事業が完了していることから、今後は必要性が生じた都度、さらなるバリアフリー化を図るものとします。

## (参考) その他関連する事業

### ○路外駐車場特定事業

特定路外駐車場における、車いす使用者用駐車施設や、通路等の施設を整備する事業等については、「移動円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準(平成18年12月15日国土交通省令第112号)」における事項を対象として、仙台市ひとにやさしいまちづくり条例により、バリアフリーの推進を図るものとします。

なお、建築物では無い路外駐車場は、新設や廃止が他の施設に比べて頻繁に行われる可能性があり、生活関連経路の目的施設や、特定事業としての位置付けが難しく、駐車場管理者のバリアフリー化への積極的な協力や理解が必要であることから、特定事業計画の策定は努力目標とします。

### ○建築物特定事業

出入口、廊下、階段、傾斜路、エレベーターなど建築物特定施設の構造及び配置に関する事業等については、「高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準(平成18年12月15日国土交通省令第114号、令和元年6月改正)」における事項を対象として仙台市ひとにやさしいまちづくり条例により、バリアフリーの推進を図るものとします。

なお、建築主等の理解と協力を得、理解が必要であることから、特定事業計画の策定は努力目標とします。

### ○教育啓発特定事業

令和2年5月のバリアフリー法改正の公布により、令和2年6月から新たに追加となった特定事業です。

- ① 移動等円滑化の促進に関する児童、生徒又は学生の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業
- ② 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進又は移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保のために必要な啓発活動の実施に関する事業（①に掲げる事業を除く。）

これまで本市では、市民および事業者向けの啓発活動や各種社員研修、学校でのバリアフリー教室などにより、心のバリアフリーの推進に取組んできたところであり、基本構想において特定事業として定めないものの、引き続き他の関連計画等において教育啓発活動を実施していくものとします。

## 8. 心のバリアフリーの推進

### (1) 心のバリアフリーとは

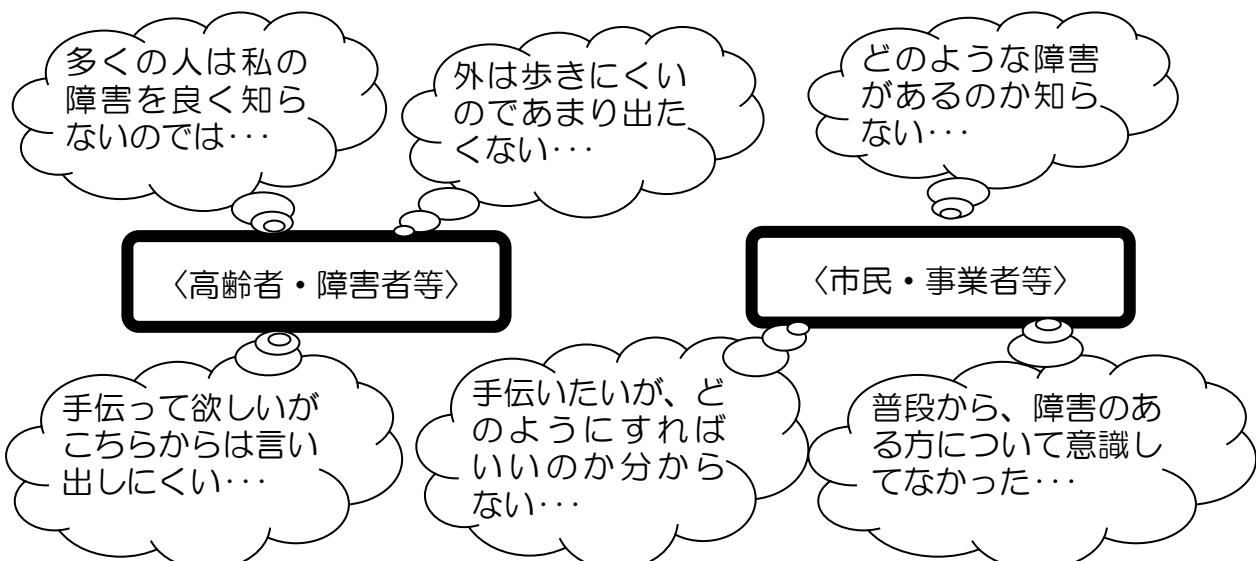
全ての人が快適にまちなかを移動するうえでバリア（障壁）となるものとして、建物や道路などハード的な整備で改善する「物理的なバリア」と、全ての人の知識や考え方によって改善できる「心のバリア」があります。



心のバリアフリーとは、この「心のバリア」を取り除くことです。すなわち、誰もが互いのことを理解しあい、共に支えあうことであり、バリアフリー法においても、まちなかにおける快適な移動の実現のための重要な柱となっています。

また心のバリアフリーは、物理的なバリアフリーの不完全さを補い、またバリアフリー施設を有効に機能させる手段であるため、全ての人の快適な移動にとって欠かせないものです。

#### ■それが抱える心のバリア



## (2) これまでの取組みと課題

これまで本市では、公共交通機関や小中学校への啓発ポスターの掲示や、疑似体験、各種イベント、講演会の開催などを通した市民および事業者向けの啓発活動や各種社員研修、学校でのバリアフリー教室などにより、心のバリアフリーの推進に取組んできたところです。

また、国や県などの関係機関、交通事業者などにおいても、様々な施策に取組んでおり、これにより、広く一般の方へのバリアフリーへの理解が進んだものと考えられますが、一方で、下記のような課題が見られます。

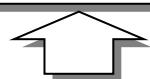
- 「車いす利用者用駐車スペースへの健常者の駐車」や、「点字ブロック上への自転車の駐輪」など、市民のモラルやマナーの不足が問題になっています。
- 各施設のバリアフリー整備には長い期間と多額の費用を要するとともに、中には、構造上の理由等により完全にバリアフリー化することが難しい部分もあり、これらのハード整備を補う手法として、互いの助け合いが重要になります。
- 心のバリアフリーの意識の向上は、一朝一夕に図られるものではないため、長期的、継続的に取り組むことが必要です。

## (3) 取組みの方向性

心のバリアフリーを社会全体に広げていくには、一人ひとりの中に心のバリアフリーに関する意識を芽生えさせ、育てていくことが必要です。そのためには障害のある方もない方も次の視点で相互理解を推進させ広げていくことが重要です。

さらに一人ひとりが体力の衰えなど高齢化に起因する様々な状態や多様な障害に関する正しい知識を持ち、また互いに理解を深めていくことが必要です。

障害等を特別視せず、当たり前のものと認識し、障害の有無に関わらず社会で共存する<共生の実現>



肢体や視聴覚の障害のみならず精神や知的、内部機能の障害等様々な障害があり、それぞれに関する正しい認識を社会全体が持つ「正しい理解の浸透」

助ける側と助けられる側の相互が、どのようにすべきかについての理解を広げて、一人ひとりができる増やしていく「一人ひとりの実行」

#### (4) 心のバリアフリーの推進

本市では、これまでの取組みをさらに充実させながら、心のバリアフリーに向け施策推進を図ってまいります。

##### 1) 「正しい理解の浸透」に向けた施策推進・・・啓発活動や広報など

施策の内容	実施主体
<p>①ひとにやさしいまちづくり推進協議会 バリアフリーに関する様々な普及・啓発活動を行う民間団体として結成され、本市は、下記活動に対し助成金等の支援を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・イベント参加による啓発活動</li> <li>・ホームページ等を活用したバリアフリー関連情報の提供</li> <li>・公共交通機関や小中学校への啓発ポスターの掲示</li> <li>・啓発グッズの作成及び配布</li> <li>・心のバリアフリーについて解説する為作成した「ひとにやさしいまちづくりハンドブック」のイベントでの配布</li> </ul>  	障害者団体、商工業者、建設業者、報道機関等
②生活関連経路の沿道住民（商店主など）に対するバリアフリーの理解促進	仙台市
③民間建築主・事業主に対するバリアフリーの啓発	仙台市
<p>④障害や障害者への理解を深める啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者週間におけるウエルフェア等のイベントの開催</li> <li>・障害者に対する偏見の除去や無関心の改善に向けたスピーカーズ・ビューロー活動（精神障害者自身が自らの疾病体験を講演すること）の実施</li> <li>・ヘルプマーク※の配布 ※外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせる全国共通のマーク。</li> </ul>	仙台市



ヘルプマーク

## 2) 「一人ひとりの実行」に向けた施策推進・・・研修や活動支援など

施策の内容	実施主体
①障害者差別解消の推進に関する研修の実施  障害者差別解消法や本市条例に基づき、本市の業務において障害者への差別の解消がより確実に推進される体制を整備するため、市職員を対象に障害に関する理解を深めるための研修を実施しています。	仙台市
②福祉教育の実施  心のバリアフリーの意識の醸成のため、若年層に対する継続的な教育が効果的であるため、小中学生に対する福祉教育を実施しています。 <ul style="list-style-type: none"><li>・小中学校等で福祉学習を行う際に利用する車いす等の貸出しやインストラクターの派遣事業に対する助成など</li><li>・「心のバリアフリーノート(文科省作成)」や「人権教育資料 みとめあう心(市教委作成)」を学校へ通知し、各校の実態に合わせて実践。</li><li>・社会福祉協議会等と連携した福祉教育等、各校で必要に応じて実践。</li></ul>	仙台市
③市民に対する教育活動、学習機会の提供  <ul style="list-style-type: none"><li>・市民団体や学校等の要請に応じて、心のバリアフリー等に関する出前講座を実施。</li><li>・認知症サポーター講座の実施</li><li>・障害理解サポーター養成研修の実施</li><li>・ココロン・カフェ、ココロン・スクール※の実施 ※障害のある方を講師または参加者として招待し、障害理解を促進するための講義やワークショップ等を実施</li></ul>	仙台市
④市民の健康増進の機会づくり  バリアフリーの状況を積極的に広報し、市民が「外出したくなる」気分を醸成するとともに、社会活動への参加やそれに伴う運動を促し、市民の健康増進を支援します。	 仙台市障害理解促進 キャラクター 「ココロン」
⑤同趣旨の活動を行うNPO・ボランティア等への活動支援や連携	仙台市・障害者団体等
	仙台市

参考) 仙台市以外を実施主体とする心のバリアフリー推進の取り組みの例

事業の内容	実施主体
①交通事業者従業員等の研修の実践 ・駅務員やバス運転手等を対象とした介助法の研修	交通事業者
②バリアフリーガイドブック・マップ等の作成	運輸局・交通事業者等
③職員・従業員の高齢者・障害者等への理解促進と対応の向上	関係機関・交通事業者等
④ホームページ等を活用したバリアフリー施設の利用方法等の詳細な情報提供 ・ウェブアクセシビリティ <sup>※1</sup> をしたHPによる情報提供	関係機関・交通事業者等
※1 高齢者や障害者といった、ホームページ等の利用になんらかの制約があつたり利用に不慣れな人々を含めて、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できること（総務省「みんなの公共サイト運用ガイドライン（2016年度版）より」）	
⑤利用者の声・アンケートにより利用者の意見の把握	
⑥宮城県ゆずりあい駐車場利用制度 <sup>※2</sup> の実施 ※2 障害のある方や高齢者、妊産婦、けが人など、歩行が困難な方に対して、制度の対象となる駐車区画（対象区画）の利用証を宮城県が交付する制度。 なお、こうした制度は「パーキング・パーミット制度」と呼ばれている	宮城県

## 9. その他の制度等について

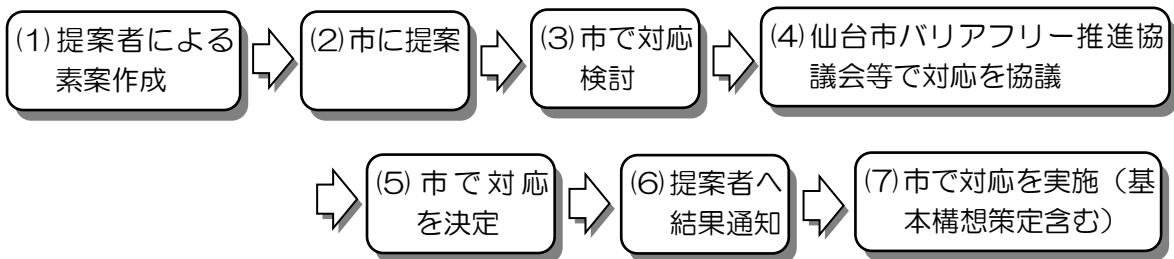
### 9-1. 基本構想の作成等の提案制度

バリアフリー法では、住民等の計画段階からの参加の促進を図るための措置として、住民等からの基本構想の作成提案制度が創設されています。

この制度により、バリアフリー法第27条に定められた①施設設置管理者、公安委員会その他基本構想に定めようとする特定事業その他の事業を実施しようとする者と、②高齢者、障害者等その他の生活関連施設又は生活関連経路を構成する一般交通施設の利用に関し利害関係を有する者は、市に対して、基本構想の素案を作成し、提示することにより、基本構想作成等を提案することができます。

なお、提案は、「国が定める基本方針」の内容に即していること、また、「素案」と言えるような内容であること、口頭で要望内容を伝えるのではなく必要事項を記載されることが必要となります。

#### <提案制度フローイメージ>



### 9-2. 移動等円滑化経路協定制度

地下鉄や橋上駅等で民地にエレベーターを設置する場合、駅から民間施設等を経由して道路に至る経路等では、エレベーターや民間施設経路の恒久的確保や民間施設境界での段差の解消などが課題になります。

これらに対応していくために、バリアフリー法では、その必要が生じた場合に、土地所有者等の当事者の合意により、地域の実情に応じた一体的・連続的なバリアフリー化を推進するため、協定を締結することによって、その有効性を持続できるようになります。

## 10. 今後のバリアフリー推進に向けて

バリアフリー化の推進においては、特定事業計画作成や事業実施までの期間にわたる継続的な事業の進捗管理が必要であり、本市では、事業の実施状況を踏まえながら基本構想を評価・見直ししていくスパイラルアップの取組みを行っていきます。

基本構想作成（Plan）後の事業の実施（Do）を受けて、その効果を評価（Check）し、必要に応じて見直す（Action）といったPDCAサイクルにより、事業スケジュールの適切な管理と事業の質の確保を図ります。

事業評価にあたっては、バリアフリー事業の進捗（アウトプット）とともに、それによってもたらされた市民への効果（アウトカム）についても評価することとし、評価の内容やタイミングについては、「仙台市バリアフリー推進協議会」において議論をすすめてまいります。

- (1) アウトプット評価指標は、特定事業計画で定める事業を完成させることを目標とし、計画事業量に対する実施済み事業量の割合で評価するとともに、整備済みに事業中の事業量を加えた着手率についても評価します。

現実的に、バリアフリー化の必要性のあるものとして特定事業計画に位置づけられたものの中には、「現地精査の結果、整備が特に困難であるもの」や、「多くのバリアフリー基準のうち、ごく一部について達成できないもの」などが出てくることが予想されます。

それらの施設については、その整備できない理由を明確にし、「仙台市バリアフリー推進協議会」の意見聴取を行ったうえで、進捗管理の対象から除くことも考慮します。

- (2) 評価指標については、各地区の特性を踏まえて設定しますが、その考え方を以下に示します。

### ▼事業評価の枠組み

分類	項目	指標
アウトプット評価	特定事業計画の進捗率	事業進捗率 ＝整備済み事業量／計画事業量
アウトカム評価	公共交通機関の利用向上	重点整備地区内の鉄道駅の乗降客数
	市民満足度	まち歩きワークショップ など

- (3) 「全体構想」の今後の方針を以下に示します。

「対象施設が多く重点的かつ一体的に整備を進める地区（重点整備地区）」として策定した地区別構想について、全体構想で掲げる基本理念や基本方針に基づき、今後も継続して着実にバリアフリー化を推進していきます。

# バリアフリー関連用語の解説

## 【あ】

### アクセス

地点間の経路、または交通手段等のこと。

### 移動等円滑化

高齢者・障害者等の日常生活や、社会生活における移動や施設等の利用の際に係る身体の負担を軽減し、移動または施設の利用上の利便性や安全性を向上させること。

## 【か】

### 教育啓発特定事業

令和2年に閣議決定されたバリアフリー法改正により追加となる事業。移動等円滑化の促進に関する児童、生徒又は学生の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業等。

### 建築物特定事業

特別特定建築物の移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の整備に関する事業及び特定建築物における生活関連経路の移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の整備に関する事業。

### 交通バリアフリー法

鉄道駅などの旅客施設や、その周辺の道路などの移動経路において、歩道の段差の解消や視覚障害者のための誘導ブロックの設置、または、鉄道駅のエレベーターの設置などにより、高齢者や身体障害者等が公共交通機関を利用してスムーズに移動できるようにすることを目的として制定された法律（平成12年5月に公布し、同年11月15日に施行）で、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」の通称。平成18年12月20日にバリアフリー法が施行され、ハートビル法と統合された。

### 交通安全特定事業

重点整備地区内において、高齢者、障害者等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標示の設置、歩道への違法駐車行為の取締りなど、交差点や歩道の安全な移動、円滑な交通処理を目的とする、移動等円滑化のために必要な基本構想で定めた事業。

## 公共交通特定事業

特定旅客施設にあたる駅等で、エレベーター、エスカレーターなど設置、段差の解消など、バリアフリー化のために必要な整備を行う事業や、バリアフリーの一定の基準に適合した車両を購入するなど、移動等円滑化のために必要な基本構想で定めた事業。

## 合理的配慮

障害のある方から、社会の中にある困りごとを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること。

## 心のバリアフリー

バリアフリー化に関する市民の理解と協力についての教育活動、広報活動等を通じた取組み

## 【さ】

### 重点整備地区

バリアフリー化を一体的に進める必要のある地区。

重点整備地区は、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設と、これら施設を結ぶ徒歩経路で構成される。

### 生活関連経路

生活関連施設相互間の経路。

### 生活関連施設

高齢者、障害者等が利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設など。

### ソフトの整備

ハードの整備に対し、心遣いや気配り等、心のバリアフリーを育てること。

## 【た】

### 都市公園

都市計画法に規定する都市計画施設である公園または緑地、または都市計画区域内において設置する公園または緑地で、地方公共団体が設置するもの。もしくは国が設置する公園または緑地（国立公園や国定公園等は含まない）。

### 都市公園特定事業

都市公園の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の整備に関する事業。

## 道路特定事業

歩道、道路用エレベーター、通行経路の案内標識など、重点整備地区内の生活関連施設間を結ぶ道路等においてバリアフリー化された歩行空間を確保する、移動等円滑化のために必要な基本構想で定めた事業。

## 特定公園施設

都市公園の出入口・駐車場と特定公園施設及び主要な公園施設との間の経路を構成する園路及び広場／屋根付広場／休憩場／野外劇場／野外音楽堂／駐車場／便所／水飲場／手洗場／管理事務所／掲示板／標識。

## 特定建築物

学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する建築物および建築物の付属施設。

## 特定事業

特定事業は、基本構想における生活関連施設、生活関連経路、特定車両のバリアフリー化を具体化するためのもので、バリアフリー法における要といえる制度。

基本構想に特定事業を定めた場合、その特定事業を実施すべき者には、特定事業計画の作成とこれに基づく事業実施の義務が課せられる。

## 特定旅客施設

旅客施設のうち、利用者が相当数であること又は相当数であると見込まれることその他の政令で定める要件に該当する施設。

## 特定路外駐車場

道路の付属物である駐車場、公園施設である駐車場、建築物及び建築物に付属する駐車場を除く路外駐車場であって、駐車の用に供する部分の面積が $500\text{m}^2$ 以上であり、かつ駐車料金を徴収するもの。

## 特別特定建築物

不特定かつ多数の者が利用する百貨店、劇場、ホテルなど、主として高齢者、障害者などが利用する老人ホーム

## 【な】

### ノーマライゼーション

障害者等を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方。

## 【は】

### ハードの整備

ソフトの整備に対し、建物、道路等「施設の障壁（バリア）」を改善、整備すること。

### ハートビル法

段差のない出入口、多目的トイレの設置など、建築物のバリアフリー化を目指した法律で、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」の通称。平成18年12月20日にバリアフリー法が施行され、交通バリアフリー法と統合された。

### バリアフリー

高齢者・障害者等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方。

### バリアフリー法

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の通称。平成18年12月20日に、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（ハートビル法）と「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」を一体化し、施策の拡充が図られた法律。

## 【ま】

### まち歩き点検

高齢者・障害者等と「まち」を歩いて、道路や施設内等の問題点や課題を確認することを目的とした現地調査。

## 【や】

### ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

## 【ら】

### 路外駐車場特定事業

車いす使用者が円滑に利用できる駐車施設の整備など、特定路外駐車場においてバリアフリー化のために必要な事業。

## 路外駐車場

道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設。時間貸駐車または無料で不特定多数の利用者が駐車できるもの。（月極駐車場は路外駐車場には該当しない）

## 【わ】

### ワークショップ

特定の課題に対応するために、課題に関心を持つ人が集まり、協働作業や話し合い等の諸活動を行うこと。





編集・発行

仙台市都市整備局総合交通政策部交通政策課

〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目 7 番 1 号

電 話 : 022-214-8303

F A X : 022-211-0017

E-mail : [tos009510@city.sendai.jp](mailto:tos009510@city.sendai.jp)